

—

[illegible]

同(石破茂君紹介)(第二二六四号)
同(嘉数知賢君紹介)(第二二六五号)
同(志位和夫君紹介)(第二二六六号)
同(西銘恒三郎君紹介)(第二二六七号)
同(根本匠君紹介)(第二二六八号)
同(江藤拓君紹介)(第二二六九号)
同(佐藤剛男君紹介)(第二二七〇号)
同(秋山教蔵君紹介)(第二二七〇号)
育児・介護休業法の整備等に関する請願(石井郁子君紹介)(第二二六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二二七〇号)
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(北川知克君紹介)(第二二七一号)
同(中根康浩君紹介)(第二二四〇四号)
小規模作業所等成人障害者施策に関する請願(石破茂君紹介)(第二二七二号)
同(稲見哲男君紹介)(第二二七三号)
同(江藤拓君紹介)(第二二七四号)
同(鹿野道彦君紹介)(第二二七五号)
同(木村太郎君紹介)(第二二七六号)
同(北川知克君紹介)(第二二七七号)
同(北村誠吾君紹介)(第二二七八号)
同(小島敏男君紹介)(第二二七九号)
同(坂本剛二君紹介)(第二二八〇号)
同(櫻田義孝君紹介)(第二二八一号)
同(自見庄三郎君紹介)(第二二八二号)
同(塩崎恭久君紹介)(第二二八三号)
同(須藤浩君紹介)(第二二八四号)
同(鈴木淳司君紹介)(第二二八五号)
同(園田博之君紹介)(第二二八六号)
同(高井美穂君紹介)(第二二八七号)
同(滝実君紹介)(第二二八八号)
同(谷口隆義君紹介)(第二二八九号)
同(土屋品子君紹介)(第二二九〇号)
同(土井たか子君紹介)(第二二九一号)
同(中山義浩君紹介)(第二二九二号)
同(鉢呂吉雄君紹介)(第二二九三号)
同(平田耕一君紹介)(第二二九四号)
同(岡岡利勝君紹介)(第二二九五号)

同(松本謙公君紹介)(第二二九六号)
同(松下忠洋君紹介)(第二二九七号)
同(松本剛明君紹介)(第二二九八号)
同(宮路和明君紹介)(第二二九九号)
同(伊藤忠治君紹介)(第二三〇〇号)
同(石田真敏君紹介)(第二三〇一号)
同(市村浩一郎君紹介)(第二三〇二号)
同(江崎洋一郎君紹介)(第二三〇三号)
同(江田康幸君紹介)(第二三〇四号)
同(遠藤乙彦君紹介)(第二三〇五号)
同(小此木八郎君紹介)(第二三〇六号)
同(小野晋也君紹介)(第二三〇七号)
同(大村秀章君紹介)(第二三〇八号)
同(木村隆秀君紹介)(第二三〇九号)
同(小宮山洋子君紹介)(第二三一〇号)
同(城島正光君紹介)(第二三一一号)
同(鈴木淳司君紹介)(第二三一二号)
同(田中慶秋君紹介)(第二三一三号)
同(田村憲久君紹介)(第二三一四号)
同(寺田学君紹介)(第二三一五号)
同(永田寿康君紹介)(第二三一六号)
同(西村康裕君紹介)(第二三一七号)
同(計屋圭宏君紹介)(第二三一八号)
同(肥田美代子君紹介)(第二三一九号)
同(福島豊君紹介)(第二三二〇号)
同(二田孝治君紹介)(第二三二一号)
同(宮澤洋一君紹介)(第二三二二号)
同(茂木敏充君紹介)(第二三二三号)
同(森山眞弓君紹介)(第二三二四号)
同(谷津義男君紹介)(第二三二五号)
同(山田正彦君紹介)(第二三二六号)
同(山本明彦君紹介)(第二三二七号)
同(吉田泉君紹介)(第二三二八号)
同(綿貫民輔君紹介)(第二三二九号)
同(中村正三郎君紹介)(第二三三〇号)
同(冬柴鐵三君紹介)(第二三三一号)
同(保坂武君紹介)(第二三三二号)
同(奥野信亮君紹介)(第二三三三号)
同(加藤公一君紹介)(第二三三四号)

同(金田英行君紹介)(第二四一一号)
同(黄川田徹君紹介)(第二四一二号)
同(近藤洋介君紹介)(第二四一三号)
同(辻惠君紹介)(第二四一四号)
同(野田毅君紹介)(第二四一五号)
同(藤井孝男君紹介)(第二四一六号)
同(三日月大造君紹介)(第二四一七号)
同(村井宗明君紹介)(第二四一八号)
同(村上誠一郎君紹介)(第二四一九号)
同(和隆隆志君紹介)(第二四二〇号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二四二一号)
同(加藤公一君紹介)(第二四二二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二三号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四二四号)
同(和田隆志君紹介)(第二四二五号)
二〇〇四年の年金大改悪に反対し、安心できる年金制度の確立に関する請願(山本喜代宏君紹介)(第二四二六号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二四二七号)
同(石井郁子君紹介)(第二四二八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二四二九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二四三一号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四三二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二四三三号)
同(山口富男君紹介)(第二四三四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四三五号)
同(山口富男君紹介)(第二四三六号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四三七号)
同(三日月大造君紹介)(第二四三八号)
同(村井宗明君紹介)(第二四三九号)
同(村上誠一郎君紹介)(第二四四〇号)
同(和隆隆志君紹介)(第二四四一号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二四四二号)
同(加藤公一君紹介)(第二四四三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二四四五号)
同(和田隆志君紹介)(第二四四六号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二四四七号)
同(石井郁子君紹介)(第二四四八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二四四九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五〇号)
同(志位和夫君紹介)(第二四五一号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二四五二号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二四五三号)
同(山口富男君紹介)(第二四五四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二五五五号)
同(山口富男君紹介)(第二五五六号)
同(吉井英勝君紹介)(第二五五七号)
同(三日月大造君紹介)(第二五五八号)
同(村井宗明君紹介)(第二五五九号)
同(村上誠一郎君紹介)(第二五六〇号)
同(和隆隆志君紹介)(第二五六一号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二五六二号)
同(加藤公一君紹介)(第二五六三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二五六五号)
同(和田隆志君紹介)(第二五六六号)
同(赤嶺政賢君紹介)(第二五六七号)
同(石井郁子君紹介)(第二五六八号)
同(穀田恵二君紹介)(第二五六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五七〇号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二三五八号)
同(志位和夫君紹介)(第二三五九号)
同(塩川鉄也君紹介)(第二三六〇号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第二三六一号)
同(山口富男君紹介)(第二三六二号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三六三号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三六四号)
同(吉井英勝君紹介)(第二三六五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三六六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三六七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三六八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三七九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三八九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二三九九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四〇九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四一九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四二九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四四九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二四五四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五五五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五五六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五五七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五五八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五五九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六一号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六二号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六四号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六五号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六七号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六八号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五六九号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第二五七〇号)

介護支援専門員の中立的・公平性の確保等に関する陳情書(高松市番町一の一五山田徹郎)(第九九号)

年金改悪反対に関する陳情書外十五件(北海道函館市昭和町三四の一三杉本邦雄外四十五名)(第一〇〇号)

同月二十六日

高齢者福祉施設の整備に関する国庫補助等に関する陳情書(京都市上京区下立売通新町西入敷之内町田坂幾太外八名)(第一一八号)

社会福祉施設整備に関する国庫及び県補助金等に関する陳情書(岐阜市藪田南五の一四の五三塚本保夫)(第一一九号)

低所得者に対する介護保険の保険料及び利用者負担の軽減対策等に関する陳情書(松山市二番町四の七の二丹生谷道孝)(第二二〇号)

同月十二日

高齢者虐待防止のための法整備等を早急に求めることに関する意見書(兵庫県議会)(第四一八三号)

児童虐待防止のための対策強化に関する意見書(大阪府吹田市議会)(第四一八四号)

児童虐待防止のための対策強化に関する意見書(大阪府熊取町議会)(第四一八五号)

若年労働者の雇用創出、安定に関する意見書(熊本県荒尾市議会)(第四一八六号)

障害者施設への国庫補助削減反対に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第四一八七号)

生活保護制度における最低生活水準の維持を強く求めることに関する意見書(福岡県古賀市議会)(第四一八九号)

地域における雇用対策の拡充強化に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第四一九〇号)

日本統治下のハンセン病施設犠牲者に対するハンセン病補償法適用に関する意見書(鳥取県若桜町議会)(第四一九一号)

パート労働者等の均衡待遇に関する意見書(大阪府阪南市議会)(第四一九二号)

保育の公的責任を後退させる公立保育所運営費の国庫負担金はずし、一般財源化に関する意見書(岡山県清音村議会)(第四一九三号)

保育の公的責任を後退させる公立保育所運営費の国庫負担金はずし、一般財源化に関する意見書(岡山県新庄村議会)(第四一九四号)

乱暴なリストラを抑え、雇用を守るルールの法制化に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第四一九五号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(北海道旭川市議会)(第四一九六号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(茨城県下妻市議会)(第四一九七号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(埼玉県新座市議会)(第四一九八号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(東京都葛飾区議会)(第四一九九号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(東京都武蔵村山市議会)(第四二〇〇号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(福井市議会)(第四二〇一号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(滋賀県議会)(第四二〇二号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(京都市議会)(第四二〇三号)

六十五歳まで働ける雇用環境の整備に関する意見書(大阪府堺市議会)(第四二〇四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出席要求に関する件
児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号)

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第九三三三号)

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(内閣提出第九四四号)

○衛藤委員長 これより会議を開きます。
この際、一言申し上げます。

本日の本会議において、私に対する解任決議案が否決され、信任いただきました。今後とも、委員長職務の一層精励いたしたいと存じます。改めまして、皆様の御指導、よろしくお願いいたします。(拍手)

なお、私の国民年金加入状況について申し上げます。

私は、平成二年三月から平成十四年一月までの十一年十一月、未加入です。これは、平成二年二月の衆議院議員初当選時に、国民年金への加入手続を行うべきところ、これを失念し、手続を怠ったためであります。

国民年金の加入手続をしっかりと行うべきところ、これを怠ったことは、大変申しわけなく思っています。国民の皆様並びに厚生労働委員会の委員の皆様方に対し、心からおわび申し上げます。

私といたしましては、年金改革を含む社会保障制度のより一層の充実に向け、全力を尽くすことが、厚生労働委員長である私の責務と考えております。

○衛藤委員長 内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

児童手当法の一部を改正する法律案
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

正する法律案、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案の各案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。坂口厚生労働大臣。

児童手当法の一部を改正する法律案
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、児童手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭を経済的に支援することが喫緊の課題となっております。

このため、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を延長することにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

この法律案の概要について御説明申し上げます。

三歳以上義務教育就学前の児童に係る特例給付の支給期間を、小学校第三学年修了前まで延長することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十六年四月一日としております。

次に、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の

特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法及び健康保険法を初めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。アメリカから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に關し、被保険者とならないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。公的年金各法の給付の支給要件について、アメリカの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

最後に、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を初めとする公的年金各法について、被保険者の資格に関する特例などを設けるものであります。

この法律案の概要について御説明申し上げます。

韓国から我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法に關し、被保険者とならないなどの特例を設けることとしております。

なお、この法律の施行期日は、協定の効力発生の日としております。

以上、三法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○衛藤委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

○衛藤委員長 この際、内閣提出、児童手当法の一部を改正する法律案に対し、鴨下一郎君外一名から、自由民主党、公明党の二派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。鴨下一郎君。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

正案
(本号末尾に掲載)

○鴨下委員 ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び公明党を代表いたします。

その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において平成十六年四月一日となつてゐる施行期日を公布の日に変更すること、改正後の児童手当法を平成十六年四月一日から適用することであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○衛藤委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○衛藤委員長 この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長佐藤忠春君、年金局長吉武民樹君、二人の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○衛藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○衛藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木村勉君。

○木村勉委員 自由民主党の木村勉でございます。信任をされた衛藤委員長のもとで質問をいたします。

ただいま議題になりました児童手当法の改正についてでございますけれども、我が国の合計特殊出生率が平成十四年度一・三二となり、先進国の中でも大変低い部類に入つてきているわけでございますけれども、このまま放置するということは、日本の将来の国力、活力、また存立にもかかわること、この対策は大変重要であることは論をまたないわけであります。

この少子化の傾向に対して、政府はどういう対策を講じようとしているのか。きょうの閣議決定で、少子化社会の対策大綱というものが決定されたこと聞いておりますけれども、そのポイントも含めて対応策をお聞かせいただきたい。大臣、お願いします。

○坂口国務大臣 木村議員の御指摘のとおり、少子化が急に進んでまいりまして、社会全体に与えます影響はまことに大きいものがございます。

従来から進めてまいりました子育てと仕事の両立支援、これに加えて、男性も含めた働き方の見直しでありますとか、あるいは政府、地方公共団体や企業の中におきます取り組み、これからそこをさまざまな計画をつくっていく、そうしたことを今まで決めてきたところでございます。

しかし、なかなかこれだけでは足りないと思つて、待機児童ゼロ作戦も続けてまいりましたが、必ずしもお勤めになつてゐる御家庭だけが難しいわけではございませんで、奥さんが御家庭におみえになりますとおうちにおきまして、さまざまな問題

提起がされてゐるわけでございます。

今後、そうした皆さん方に対しまして、少子化対策を実際に行つていかなければならないというふうにも思つておりますし、大変残念なことではございますけれども、子供に対しまして虐待等があらちこちで起つております。そうしたことも含めて、現在までやってまいりました少子化対策をもつて、少子化を減らして、もう少し大きな目で社会全体に対する少子化対策を行つていく必要がある、そうした提案を今回させていただいているところでございます。

○木村(勉)委員 今回の児童手当制度の改正は、こうした総合的な少子化対策の一環として、自由民主党と公明党の与党の合意によつて行われるものであり、大変大事な改正だと思つております。

今回の改正案については、支給対象年齢をこれまでの小学校就学前から小学校三年まで引き上げるものであります。経済的な支援の拡充として、額の引き上げという選択もあつたと考えます。

が、今回は支給対象年齢の引き上げで対応した理由、しかも、小学校三年までの引き上げにした理由を御説明いただきたいと思つております。

○佐藤政府参考人 今回の改正でございますが、限られた財源をどう使うかということで、額の引き上げ、あるいは支給期間の延長、いろいろございますが、まずは子育て支援策を拡充するという観点から、小学校三年まで引き上げようということを選択したわけでございます。

この小学校三年までの親の年齢は比較的若く、一般に収入も低いわけでございますし、いろいろ子育てに手間暇がかかるということで制約も多い、母親の就業率も低い、こういった状況を勘案いたしまして、支給期間の延長という選択をしたわけでございます。

手当の額につきましては、平成三年の改正の際に倍増したという経緯がございますので、額の方は今回は据え置きをさせていただいた、こういうことでございます。

○木村(勉)委員 この手当を年齢を上げてきたというところの少子化対策としての効果なんですけれども、児童手当はそれほど効果がないという人もいますので、この手当が少子化対策に効果があるんだということを説明いただきたいと思えます。

○伍藤政府参考人 この手当の少子化対策に対する効果という面につきましては、なかなか定量的にはかるのは大変難しい問題でもございますし、ヨーロッパ等の諸外国の研究結果でも、効果が非常にあるという研究成果と、必ずしもそうでもないという、相半ばするようなことになっております。

私たちがこの選択肢、この政策判断をしている根拠といたしまして、いろいろ各種調査によりますと、夫婦の理想の子供数と実際に持つ子供の数、この乖離がなぜかということにつきましていろいろ聞きますと、やはり子供を育てるのにお金がかかる。それから、子育て支援策としてどういふものが必要かという質問に対しまして、経済的支援というものが育児休業とかと並んで非常に多いわけでございます。こういう国民の声にこたえることが少子化対策の一環として必要ではないか、こういうことでこういう政策判断をしておるところでございます。

○木村(勉)委員 どうせ同じ額を手当てするなら、現在は、第一子、第二子は毎月五千円、第三子以降は一万円ということで、小学校三年生まで支払うというわけでございますけれども、これを、一時金、誕生のときにお祝い金として、第一子、第二子は五十万円、第三子以降は誕生した時点におめでとうというところで百万円支給した場合と、どっちが効果があるのか。誕生したとき百万円、五十万円もあればインパクトも強いし、また、出生にいろいろな費用がかかるわけですから。その場合の効果、三年生まで毎月やるのと一時金でお祝いとしてほんと出すのとでは、どっちが少子化対策効果としてはあるのか、これは十分検討しなきゃならない問題なんですけれども、ひ

とつ御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

○伍藤政府参考人 御質問のような趣旨のことはいろいろな方面からお伺いするわけでありますし、現に、自治体でそういったまとまったお金をお渡ししていますか、お祝い金として給付をするような事例も聞いておりますが、私も、全体の国の制度としてどちらもやっつけて比較したということはありませんので、実証的なお話を申し上げるのはなかなか難しいのでありますが、やはり継続的に子育て家庭への経済的支援ということから、一定の額を毎月差し上げるといふふうなことで、今児童手当を支給しているわけでございます。

今御指摘のありましたように、最初にまとまって出生お祝い金というものも、経済的負担を軽減するものという意味では非常に意義があらうかと思えますが、安定的に一定の効果といえますか、国民に安心感、安定感を与えるということと制度として運営していくのには今の児童手当の仕組みが適当かなということ、今回はその期間の延長を図ったということでございます。今後とも、御指摘のような趣旨の手当が自治体などでどんな効果を発揮しているのか、こういったことについては私もよく注視をしていきたいというふうに考えております。

○木村(勉)委員 ですから、長くずっと毎月少しずつ手当てするのと一遍にやるのでは、どちらがもう方として、母親として、父親としてうれしいのか、安心なのか、子供を産むためにも。その辺もよく実際に調査してみる必要があるんじゃないかと思えますので、ひとつ検討していただいて、効果のある少子化対策を施していただきたいと思っています。

大臣にお聞きしますけれども、今後の児童手当のあり方というものをどう考えていくのか、御見解を賜りたいと思います。

○坂口国務大臣 先生おっしゃいますように、児童手当の問題初め、子育てにどうするかというのはいろいろの方法があるだろうと私も思っております。

それで、今後この児童手当をどうするかというお話でございましたが、いわゆる少子化対策として効果のあるようにしなければならぬというふうに思っております。

実は、参議院の厚生労働委員会でも私お答えしたんですが、スウェーデン等におきましては、特に少子化対策について何が一番効果があるかということと数字を出しているんですね。この政策を行ったからこれだけの少子化に対する効果があるということと数字を出している。もし仮にそこまで数字が出ないと、そうすると、それはなぜ出なかったのかということのまた検証をやっているわけでございます。これから限られた財源の中で少子化対策をやっていくかなければならぬわけでございますから、これから先、何に使えば一番いいかということを検証する制度を日本の国の中もぼつぼつくり上げていかなければいけないというふうに思っております。

人口問題も、なかなか日本の国の中で一生懸命おやりをいただいている皆さんがおみえでございますから、そういう政策によってどうなるかといったことを今後検証するように、厚生労働省としても努めていきたいというふうに思っております。そうした中で、今後、何が一番効果的かということを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○木村(勉)委員 それで、ここで年金法改正について、ちょっと私の感じている点をお尋ねしたいと思うんです。

きょうは、野党の委員の皆さんがいらないのは……(発言する者あり) 共産党はいますね、共産党の委員はよく出ていただいて、ありがたうございます。民主党が出ていないのは本当に残念なんですけれども。

この年金の審議、いろいろ見ますと、審議が尽くされていないんじゃないか、もつと時間をかけろとの意見がありますけれども、私は審議は十分尽くされてきている。今回は三十六時間九分費やしているわけです。前回の平成十一年のとき

は二十八時間三十六分、平成六年は二十三時間七分、元年は二十五時間十三分ということで、十分にこの委員会でも審議をさせていただきました。

しかし、本質的な議論が少なかったと言われるのは、まさに民主党が未納、未加入の問題に矮小化してしまっていたからでありまして、その責任の大半は民主党にあると言わなければならぬのであります。

また、メディアの世論調査ですと、六〇％か七〇％ぐらいは、今の法案はここで決定しない方がいいというようなことがあるとよく指摘されておりますけれども、私は、これは第一に、この改正の法案がよく国民にはわからないから、不安だからというのが大きいものだ、そして第二に、現在支給されている年金額が減らされるのではないかという危惧を持っているからだと思っております。

わかりやすい制度にしていくなかには、時間がかかりまして、簡単ではございません。これには、三党合意に基づいて三年間しっかりと議論をして、そういう制度ができるのなら、そういう制度にしていかなければならないと思っております。

そこで、私が質問したいんですけれども、既に年金を受けている人たちの年金の受給額は、物価の伸びがマイナスになった場合を除き、マクロ経済スライド調整により、その支給されている額そのものは減らないんだということを、ここでしっかりと国民の皆さんにわかっていただかなきゃなりません。わかるように説明をしていただきたい。そして、なぜ現在もらっている年金の支給額は減らないのかということについて、難しくなくて、わかりやすく説明していただいて、今受給されて受けている人たちは心配しないでください、額そのものは減らないんですという形で、ここで約束をしていただきたい。

○吉武政府参考人 今回の年金改正法案で提案をいたしておりますマクロ経済スライドによる給付水準調整の仕組みについて申し上げますが、これ

○北村(誠)委員 けさの閣議で、少子化対策大綱というものが決定され、新しい、新新エンゼルプランとも言われる計画が、年内、実施計画としてスタートをするというふうにも聞いております。それから、ぜひ、家庭の教育力を高めていく、そして地

域が全体で取り組んでいく、そういうふうなことで、この痛ましい事件が二度と発生をしないように、そして子供たちがホームページなど、極めて力を入れて文部科学省を中心にしてやってきたIT化の教育あるいは授業、e-Japan計画に基づく施策というものがこういった隘路をつくってしまつたのではないかと懸念もありますけれども、これから検証をされて、それぞれに各分野の方々が力を合わせて対応をしていかなければならないということでありますので、ぜひ関係政府機関におかれては全力を挙げて対応いただきますようにお願いを申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○衛藤委員長 古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

本日の委員会は、児童手当法改正案、また、日米、日韓社会保障協定実施特例法案の質疑となつておりますが、私からは、児童手当法改正案について伺いをいたします。

急速に進む日本の少子高齢化社会への対応策が求められる中で、少子化対策の大きな柱として、公明党はこれまで、児童手当の支給対象の拡大や支給額の引き上げなど、制度の拡充に全力で取り組んでまいりました。

児童手当制度が創設された昭和四十七年当時、所得制限は設けず、第三子以降の児童に月額三千円を義務教育終了前まで支給、その後、制度改正で、所得制限の設定や支給対象の拡大、対象年齢の引き下げなどが行われてまいりますが、平成十二年六月に支給対象年齢が小学校入学前まで引き上げられるまでは三歳未満が対象となっており、児童手当とは言えない、乳幼児手当というべきものであり、先進諸国と比べると、日本の児童手当の支給水準は大変見劣りのするものであります。

今回、支給対象年齢が小学校三年まで拡大されることにより、対象児童数は約九百四十万と、我が党の政権参加以前と比べて約四倍にふえ、生活

者の声がまた一つ政治に反映されることになりました。

現在、社会保障改革の必要性が叫ばれておりますが、私は、少子化対策を年金、介護、医療と並ぶ社会保障の柱と位置づけ、子育て支援重視型の社会保障へと構造改革を進めるべきであると思っております。その中でも児童手当は少子化対策の中核をなすものであり、それとともに、少子化を改善するためには、奨学金改革などの経済支援の強化、そして、今国会での審議が年金改革の混乱の両立に向けた育児休業制度の充実が大変重要であります。さらにまた、保育所持機児童ゼロ作戦の推進など、希望と喜びを持って子育てできる環境整備を総合的に推進することが不可欠であると考えております。

そこで、この際、改めて子育て支援の重要性と児童手当の意義について、坂口大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

(委員長退席、宮澤委員長代理着席)

○坂口国務大臣 古屋議員に今御指摘いただきましたように、少子化対策といたしましてはさまざまな施策があるというふうに思いますけれども、結論から先に申し上げますと、これは総括的に行わなければならないだろう、一つだけこれを行えばそれで少子化対策になるというわけではないんだらうというふうに思っております。

皆さん方いろいろなアンケートを求めてみましても、それぞれお答えになっている項目が違つております。一番大きいのが、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」というのがいつも大体トップ、私の手元にありますものでも、大体五三％ぐらいでここがトップ。その次が「子育てへの経済的支援」で、これが五〇％、そして三番目が「小児医療体制の充実」で四二・八％、その次に「保育サービス」でありますとかそういったものが続いているということでございます。かなりさまざまな理由を皆さん方がお挙げになっている。そうした内容でございますので、先ほど木村

先生にも申し上げたところでございますが、いろいろの組み合わせで行つていかなければなりませんし、この児童手当というの、額は非常に少ないですけれども、しかし、それなりの効果を上げてきているというふうに私は思っているところでございます。

今後これをどうしていくかということは、先ほども申し上げましたとおり、もう少し科学的なデータをつくり上げて、どこにどれだけの予算を考へていかなければいけない、そういう時期に来ているというふうに思っております。多分これをやつたらいいだろうというだけでは済まない、かなり財政的にも厳しくなつてきていますから、より効果的な方法は何かといったようなことをやはり考えないといけないというふうに思っている次第でございます。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

次に、子育て支援策としての児童手当の有効性について伺いたいと思います。

平成元年に一・五七シヨックという出生率の数字が危機的に叫ばれて、少子化の問題が社会問題として認識されるようになって以来、十五年がたちました。その間、出生率、すなわち合計特殊出生率は、昭和五十年に二・〇〇を下回つてから下降線を描き続け、平成十四年人口動態統計では、ついに一・三二と最低記録を記録するに至りました。

こうした出生率の低下を招いている要因の一つとして、子育てにかかる重い経済的負担が指摘をされております。平成十六年度内閣府社会意識に関する世論調査では、子育てのつらさは、「子ども将来の教育にお金がかかること」と「子どもが小さいときの子育てにお金がかかること」と回答している人が合わせて七七・七％。さらに、平成十四年に厚生労働省が公表した子育て家庭に対する支援策に関する調査研究でも、児童手当制度そのものに賛成の世帯は、子供のいる世帯では九一・八％、子供のいない世帯でも八七％と、大多数の

家庭が児童手当制度を支持。また、子育て支援策としての児童手当制度が有効かどうかを聞く問いでは、子供のいる世帯では、有効、それなりに有効を合わせると、八六・九％、子供のいない世帯でも、七八・六％と回答するので、約八割の家庭がこの児童手当の有効性を評価していることがわかりました。

以上のことから、児童手当法第一条の「児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与すること」とに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。」との条文どおり、まさしく子育てにかかる家庭の経済的負担の軽減に大きく貢献するものと理解をしております。つまり、児童手当制度の充実、子育て支援にとどまらず、少子化対策の重要な柱としての有効性が高いものと考えられます。

先ほどの御答弁にも多少ございましたけれども、この点に関して、大臣の御所見をお伺いいたします。

○坂口国務大臣 我々の調査におきまして、有効だということはわかつているわけでありまして、それがどの程度有効かということになるんだらうというふうに思います。

子育てにかなりお金がかかり過ぎるということ、これは事実であります。そこをどうするか。一つは、やはり教育等におきまして余りお金がかかり過ぎないようにどうするかという改革も、一方において必要だということに思っております。しかし、そうはいきません。一定の養育費というものがあるいはまた教育費というものが必要なることも事実でございますから、その一助になればというふうに考えている次第でございます。

そうした意味で、この児童手当というのは、子育て支援の一つの大きな柱に現在なっておりますし、もう一方が、やはり働きやすさ、働く女性のための働きやすさ、あるいはまた、御家庭におみえになります女性に対しまして、生活のしやすさという、子育てがちゃんとできるような対策と

いうものをやはり考えていかないといけないんだらうというふうに思っております。
 そうした立場から、今後もこの問題の検討をさらに続けていきたいというふうに思っている次第でございます。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

次に、今回の制度改正の詳細について、少し具体的に伺いをしたいと思います。

本来の予定でいきますと、この法案は、本年三月までに成立し、新年度の四月実施に間に合わせるものと私は理解をしておりますが、改正法案がようやく本日審議されることとなり、期待し安心している方々も数多くいると思います。実際、私のもとには、児童手当の支給拡大に関する問い合わせが相次いでおります。地域の市町村の窓口が聞いても何も決まっていなと言われるケースがほとんどで、一体どうなっているのかと困惑している状況であり、今回の改正は多くの子育て世帯の人たちが待ち望んでいることを実感しております。

そこで、法改正実現の暁には支給対象は三百万人拡大し、約九百四十万人の児童に児童手当が支給されることとなりますが、市民の皆様から、今回、制度拡充についてさまざまな質問が寄せられております。新たに支給資格が生じる対象児童が手当の支給を受けるにはどうしたらよいのか、また、現在受給中で四月から新小学一年生になった児童についてはこれまでの継続扱いとなるのか否か、また、そのほか、所得制限、支給額、支給方法の変更点などに注意が必要な事項、また、各家庭への周知はどうなされるのか、このような点について詳しく御説明をお願いいたします。

○佐藤政府参考人 事務的な対応をどうするかというお尋ねでございます。

まず、支給対象となります一年生、二年生、三年生でございますが、新二年生、三年生につきましては、これは全く新規に支給するわけでございますから、認定請求を市区町村の窓口に行つていただく必要がございます。法律上は、これを九月

三十日まで申し出ていただいて所定の手続をしていただければ四月にさかのぼって支給をする、こういうことにしたいということで制度を仕組んでおります。それから、新しい一年生は、今の制度で既に受けておつたわけでございますので、これは、市町村で把握を現にしておりますので、特段の手続は必要なく、行政の方から支給をするという通知を発するということになるかと考えます。

それから、所得制限につきましては、これは一定の支給率を維持するというところで所得制限を設定しておりますが、例えばサラリーマン世帯は収入ベースで七百八十万円、それから自営業者の場合には現在約六百万円程度でございますが、この点については今回は改正はないということでございます。

こういったことをいろいろ御心配の向きもあらうかと思つたので、この法律が成立をいたしましたら、できるだけ私どもこの改正法を住民に周知するように、よく都道府県、市町村等と連携をとりながら、各種政府広報、あるいはポスター、リーフレット、こういったことを駆使して内容の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

(宮澤委員長代理退席、委員長着席)

○古屋(範)委員 ぜひともしっかりとした周知徹底、PRをお願いしたいというふうに思っております。

今までも申し上げてまいりましたが、公明党は、児童手当を少子化対策の柱として位置づけ、制度の拡充に一貫して取り組んでまいりました。平成十一年二月には、自民党との間で、欧州各国の児童手当制度を参考に、新しい制度の検討を始めることで合意をいたしました。

その欧州諸国の制度を見ますと、スウェーデンは逆進性の強い税控除を廃止し、児童手当を十六歳になるまで支給、所得制限もありません。また、ドイツ、オランダ、デンマーク、イギリスにおいても、第一子から、十六歳ないし十八歳まで

児童手当が支給されており、スウェーデンと同様、所得制限も設けられておりません。このような欧州諸国は支給額が日本のほぼ二倍で、支給対象年齢は十六歳未満や十八歳未満が主流であり、所得制限はないのが一般的であります。

大臣、児童手当制度が充実している欧州諸国と比べて、日本の児童手当制度をどう評価されるか、これを御尋ねいたします。

○坂口国務大臣 今お話しになりましたように、この児童手当だけを比較いたしますと、欧米先進国と申しますか、スウェーデン等におきましてはかなり率のいいものになっていることは事実でございます。しかし、一方において、これを比較しますときには、税制のあり方であり、これを比較しますときには、税制のあり方であり、あるいはまた税金体系のあり方であり、あるいはまた税制に対する扶養控除その他の制度、諸制度を比較しながらこれを見ないとなかなかわかりにくいわけがございますので、総合的に判断をしないといけないというふうに思っております。

北欧諸国は少子化がずっと進んでまいりましたので、かなり少子化対策というものに熱心に取り組んできたことだけは事実でございます。私もスウェーデンにお邪魔しましていろいろお聞きをしたしましたが、その辺はかなりしつかりとした考え方のもとにやっていると、このことでございますので、我々もいところはひとつ学んでいきたいというふうに思っております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

児童手当の拡充は、長い視野で見た政策である。私も理解をしております。もちろんこれだけが子育て支援ではございませんが、限られた予算の中でそれをどう使うかはプライオリティーの問題であり、緊急性の高いものに、現金支給も選択肢の一つであると考えられます。

私は、子育て家庭に対する経済的支援をもっと前面に打ち出すことが求められていると思っております。既に各種調査でも明らかのように、子育て家庭が自分たちが理想とする子供の数を持ってない、

その最大の理由は教育費、また養育費の負担であります。我が国の場合、経済的支援の中核をなす児童手当は、今回の改正がなされても、欧米諸国と比べてまだまだ貧弱であると言わざるを得ません。少子化対策にはあらゆる方策を駆使した総合的施策が重要であり、先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、子供を産み育てることについて、老後の保障と同じように、社会全体で支え合うという、いわば育児の社会化を推進する必要があると考えます。そして、子育て支援策を実効あるものにしていくために、児童手当の支給額の大幅な改善とともに、所得制限の撤廃、支給対象を義務教育終了前かあるいは高校卒業まで拡大するのが理想であると思っております。まずは次のステップとして、小学校六年生までの拡充を目指したいと考えています。

日本の社会保障制度の中で、児童手当を初めてする子供の関係する給付については、歴史的に見ても国際的に見ても非常に冷遇されてきたことは否定できない事実でございます。私は、今後、今まで冷遇されてきた児童手当や小児医療の充実など、社会保障を通じて再配分の構造を子育て支援重視型へと転換していくことが重要である、シフトしていくことが重要であると考えております。そして、歯どめなき少子化の現状を打開し、日本の未来を切り開くためにも、児童手当の抜本拡充が必要であると思っておりますが、最後に大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○坂口国務大臣 社会保障全体で見ましたときに、日本の国が高齢者になつていくウエイトがかつていて、今まで余り子育てのことを社会全体で支えるということにそれほど熱心でなかったことは確かでありまして、そうした意味で、そのおくれを今取り戻しているんだというふうに思っております。

しかし、これは、そういうふうにしよつたというふうに思いますと、財源のかなりかかることなものですから、高齢者の皆さん方に、それではあなた方も少し減らして、そしてこちらに下さい

よ、こういうことを申し上げようとしたとしても、それはなかなか、そこは難しいことでございますので、この年金の問題でも、減らしてはだめだ、こういう話でございますので、どうぞひとつ、そうしたことも含めて検討してまいりたいと思います。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

今のように、財源の問題もあり、子育て支援策に關しましては、これから新エンゼルプランというようなものも発表され、さらに充実をしていくということでございますけれども、国として、やはり国民の皆様お一人一人が安心して子供を産み、そして育てられる社会の構築、これが今さまざまな年金制度そのほか社会保障の制度を見ましても一番重要であるというふうに考えております。新エンゼルプランを発表されると聞いておりますけれども、そのほか含めまして、国として、今後、少子化対策、子育て支援、社会全体の大きな社会保障制度の中から含めまして、どのようなお考えを持っていらっしゃるか、大臣にお伺いいたします。

○坂口国務大臣 先ほども少し申しましたとおり、これから、少子高齢社会の中で、社会保障の問題が大きな課題になってくるというふうに思います。社会保障全体の中でこれをどう考えていくか。年金の問題もあり、医療の問題もあり、介護の問題もあり、そしてこの子育ての問題もあり、障害者の問題もございまして、こういうさまざまな問題がこの中に入ってくるわけでありまして。そのたくさんあります中を、負担をしていただくのは保険料と税金ということになります。その税と保険料を合わせたものをどのように配分をしていくのかということが、一番基本のところになるというふうに思っております。

今回のこの年金改正でもいろいろ出たわけでございますが、衆議院あるいは参議院の厚生労働委員会の小委員会をつくっていただいで、そこで、社会保障全体についてどのようにしていくかといったこと、これを検討しようということに衆

議院段階でしていただいたわけでありまして、私はそれは非常に意味のあることだというふうに思っております。

そうした中で、全体の割り振りを今後どうしていくか。限られた財源でありますから、そこをしっかりと考えていくということが一番大事だというふうに思っている次第でございます。財源がうんとたくさんあるというんだったらこれは楽なんですけれども、非常に限られた財源であります。したがって、これから財源をどうつくり出していくか。これは、日本の経済をこれからどう拡大していくかということもかわる話でございますし、そうしたことも絡めながら、社会保障のための財源をどうつくり上げていくかという重要なことを真剣に御議論をいただきたいと思っております。我々もまた、そこを真剣に議論をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

直接この児童手当法案とは離れますが、平成三年度の調査におきまして、男女共同参画という側面からこの子育て支援を考えますと、男性の方々の子育てにかかわる時間というのが平均十六分というふうになっております。平成八年においては十分ということで、この五年間で六分の伸びというところで、また、男性の方々の家事にかかわる時間は十分ということで、八年、十三年ともに変わらないう統計調査が出ております。

働く女性が非常にふえている、こういう社会状況の中で、男性の皆様も、仕事にかかわる時間が余りにも長い、また通勤時間等々の問題があり、両者が協力をして子育てをしていくというのが理想でありますけれども、なかなか現実はそのようにならないというふうなことがございます。

最後になりますけれども、大臣に、そのような観点で、男女共同参画、男性、女性、両方協力して子育てをしていくというような家庭、社会を目指す、このようなことに関してはどうお考えになるか、お伺いいたします。

○坂口国務大臣 厚生労働大臣としては名回答をしないといけないのでしようけれども、私個人は余りそこは大きなことを言える立場じゃないものですから、私も、そのことで大きなことを言うのはつらいわけでございます。

しかし、最近のお若い皆さんの考え方はかなり違ってきたというふうに思っております。お若い皆さん方のお話を伺っておりますと、家庭の問題、お料理でありますとか、そうしたことに對しても、かなり積極的に関与しておみえになるようでございます。また、子育てにおきまして、私の時代と比較をいたしますと、私たちの時代よりも現在の時代、その時代を見ても、最近、少ないとはいえず、育児休暇をおとりになる方もおみえでございますし、そして育児にかかわる時間も少しずつ長くなってきているというふうに思っております。しかし、もう少し働き方を考えながら、その中で、男性の皆さん方ももう少しお子さんと接触をしていただける時間をどうとっていくかということが大事だというふうに考えております。やはりそうしたことにこれから取り組んでいかなければならないというふうに思っている次第でございます。

○谷畑副大臣 今、先生の、少子化についての問題だとかあるいは男女共同参画社会についての御意見、また大臣の答弁をお聞きしながら思うわけでありまして、やはり男女共同参画社会に一番大事なのは、働き方を子供を育てられるような働き方にさらにどう改善をしていくかということとは非常に大事だと思ふんですね。とりわけ男性の働き方、従来であれば、転勤というのが多かったです、単身赴任ということもありました。家族の中で子供が一番大事な感性を育てなきゃならぬときに、そういう状況もございまして。

そういうことから考えますと、例えば、最近の児童虐待の場合でも、悪質な場合は別にしまして、ほとんどは、いわゆる子育てノイローゼというのか、があると思うんですね。だから、その点、やはり働き方の見直しの中で、できましたら

男性も、男女共同参画の中でお互いに子育てをできる、そういうような環境というのが非常に大事じゃないかと、これを一つ私は思いますね。それと、二つ目は、やはり地域社会が非常に大事だと思うんですね。

最近、地域社会の崩壊というのか、おじいさん、おばあさんがいないというのか、核家族というのか、そういうことでありますから、ちよつと、熱が出て子供を少しだけ見ていただきたいという場合、頼るところがない、そういうことで、どうしても子供を育てにくいと思うんですね。だから、そういう意味では、ファミリーサポートとか、地域社会も子供を育てていくという、これが次世代の政策としては非常に大事なことでないかな、私はそういうふうに実は思っております。

○古屋(範)委員 では、さらなる子育て支援または児童手当の拡充を強く求めまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○衛藤委員長 次に、民主党・無所属クラブ所属委員の質疑に入ることとしておりましたが、質疑者の通告が得られません。まことにやむを得ざることでありますが、議事を進めます。

次に、高橋千鶴子君。

○高橋委員 日本共産党の高橋千鶴子です。児童手当法の質疑に入る前に、坂口大臣にお聞きしたいと思ふ。

きのうの参議院厚生労働委員会、私も目の当たりに見て、本当に驚きました。総理出席のもとでの野党の質問がでなかつた。そういう中で、強行採決が行われました。大臣が、この法案の提案者として、このような事態をどのように受けとめているのかということなんです。

言ってみれば、国民の将来の暮らしを決める、これからずっと先までかわる重大な法案であります。本来なら、十分な審議と、国民にも理解され、歓迎されてこそ決めるべきではないのか、このような異常な事態が起きた以上、本来なら、振り出しに戻って審議をし直す性格のもので

はないのかなと思われませんが、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 衆議院におきましても共産党の皆さんには熱心に御質問いただきまして、また、参議院におきましてもさまざまな角度から御質問をいただいたことに感謝をいたしております。

御承知のとおり、国会の運営というのは議運委員会、そしてまた、委員会の運営というのは委員長並びに理事の皆さんの御指示に従って私たちは動いているわけでございますので、その委員会の行い方等につきまして私がいけると申し上げるのは立場が少し違うというふうに思っております。

しかし、かなりの時間御議論をいただいたわけでございますし、参議院におきましては時間数も衆議院における以上に御議論をいただきましたし、また、衆議院ではなかなかできなかった部分につきましても、参議院ではまたいろいろの角度からお取り上げをいただいたというふうに考えている次第でございます。

○高橋委員 いろいろの角度からということで、実は、審議が衆議院で終わってしまつてから、二〇一七年以降は上がらないよと言つていた保険料が上がつたり、下がらないよと言つていた給付が下がったり、そういう問題が出てきたという点で、国民の皆さんが本当に、未納問題も含めて、このままでいいのか、廃案にするべきだという声が世論調査でも大きかった、そう思うんですね。そういう点では、今、十分な審議時間をいただいたということで済ませていいのかな、とても国民にそれを言えるものではないなと思ひます。このようなやり方は、やはりこの制度、年金という大事な性格からいっても許せるものではないというところを厳しく指摘して、質問に入りたいと思います。

さて、今回の児童手当も重大な役割を持つわけですが、年金法案の質疑の中でも、負担と給付のバランスということをお大臣は繰り返し言われました。日本共産党は、国の責任を明確にし

て、憲法で保障された人間らしく生きる権利をしつかり守る立場で、月五万円からスタートする最低保障年金制度を中心とした年金改革を提案してきたところであります。財源は、むだを見直すなど、さまざまな提案をしておりますが、その中の大事な柱の一つが少子化の問題であります。

国は、少子高齢化が進み、これを支える力がどんどん弱くなつていく、そういう立場でお話をしていると思ひます。政府の見通しでは、一・三二まで低下した出生率について、二〇五〇年の時点で一・三九にするというものでありますが、少子化の急激な進行は避けられない、そういう立場に立ったものだと思ひます。

少子化社会を克服し、年金財政の上でも支え手をふやす、そういう立場には立たないのか、そのことをまず大臣に確認したいと思ひます。

○坂口国務大臣 この少子化問題こそ日本の将来を左右する一番大きな問題だ、私もそう考えております。皆さんがそういう御主張をいただいたというのであれば、そこは私も共有しているというふうに思つております。

ただ、今回の年金制度のときに、二〇五〇年に一・三九という数字を挙げましたのは、本当はもう少し、一・五〇以上ぐらいつい何とかなげたいという気持ちがございますけれども、しかし、それにはいろいろの施策が必要でございますし、この少子化が回復をしていきますためにはかなり時間がかかるということも事実でございますし、少し抑え目の数字にしたつもりでおりますけれども、しかし、皆さんの方からは、そんなに上がるわけがない、こう御指摘をいただいているわけでございます。

しかし、一・三九という数字は、おじいちゃん、おばあちゃん時代のと孫の時代とを比較しますと人口が半分になるというのが一・三九の数字でございますから、大変なことだと思ひわけでございます。だから、そうなりますと日本の国の経済は一体どうなるんだらう、こういうふう

に置いて考えますと、どういたしまして、やはり少子化対策というのは今後の日本のさまざまな政策の中で中心的な課題でなければならぬと私も思つていところでございます。

○高橋委員 中心的な課題ということで、少子化を克服するという立場には立っていらつしやるんだらうというふうに確認したいと思ひますね。

その立場でぜひ頑張つてほしい。フランスなどは、国が率先して社会全体で子育てを支える体制を整備して、一・八八まで出生率を回復させております。欧州を見ると、女性の就業率が高い国、男女の賃金格差が小さい国ほど子供が多いという傾向がはっきりしております。こういう国の教訓に学び、少子化対策に本格的に取り組んでいただきたい、このことをまず要望しておきたいと思ひます。

それで、児童手当法、前は我が党としては反対をしました。その理由は、対象年齢の引き上げで就学前までに引き上げられた、それ自体はもちろんいいですね。ただ、問題は、増税とセットであった。十六歳までの子供を対象にした年少扶養控除の廃止とセットであった。つまり、三百万人には児童手当をふやすよといひますけれども、一方で一千万人に増税、年収四百万、五百万の世帯でも増税になった。これはとても子育て支援とは呼べないものだったと思ひわけであります。

そのことを考えると、今回対象児童が六百五十万人から九百四十万人にふえたと言われておりますが、さらに今後対象年齢を引き上げる考えはあるのか、伺ひます。

○坂口国務大臣 先ほどからも議論になつておりますように、一体どこまで児童手当といひものをとするのが一番いいのかといひいろいろの御意見があるわけでございます。中には、余り児童手当といひものばかりに偏らずに、もっと他の子育てのサービスに財源を使うべきだといひ御主張も、専門家の中にもいろいろございまして、こは若干意見の分かれるところでございます。

先ほどからも申し上げておりますように、今後の少子化対策、何が最も望ましいかといひことにつきましては、少し科学的な検討が必要だといひふに思つております。スウェーデン等も、この政策を導入したらこれだけ少子化が回復するといひた数字を出しまして、それに従つて施策をやつていひる。

日本もやはりそうしたことを行ひ時期にばつばつ来ていひるのではないかといひふに思つていひる次第でございます。もう少し日本の国もそうしたことを考えて、そして最もふさわしい児童手当なら児童手当といひものをつくつていかなければならいませんし、また、ほかの施策も行つていかなければならい。その辺のところを、より科学的にひとつ私たちも取り組みをしたいといひふに思つていひるところでございまして。

○高橋委員 科学的な検討をされるといひお話でありましたが、もちろん今回の児童手当の拡充がその一歩であり、検討されて、さらに必要になれば、当然それも考えるところで確認してよろしいですね。

○坂口国務大臣 確認されれば、そういうふうにしていきたいと思ひます。

○高橋委員 それで、次に進みたいと思ひます。

やはり少子化克服の中でたくさんの大きな課題がある、そう思ひますけれども、私は、児童手当の拡充とあわせてやつていかなきゃいけなひのが、乳幼児医療費の無料化の拡充、国の責任による無料化制度をきちんとやつていひくことではないかと思つていひるんですね。これこそ、まさに科学的だといひえるわけですね。

なぜかといひると、乳幼児医療費を国庫負担で制度として持つてほしいといひ採択をした自治体、意見書を上げた自治体、二〇〇四年の四月一日の時点で、都道府県でいひと四十七のうち四五・一%、市町村でいひと三千二百二十のうち四四・六%、このように圧倒的多くの自治体から、国の責任でやつてほしいといひ声があつております。

す。また、御案内のように、すべての市町村で、幅はあるけれども、何らかの医療費無料化の制度をやっておりますね。こういうことをどのように受けとめますか。国として必要だと思われませんか。

○坂口国務大臣 一昨年の医療制度改革、いわゆる医療保険改革のときにもいろいろの議論をさせていたところでございます。国といたしましては、三割負担をお願いする中で、三歳未満のところにつきましては二割負担ということを導入させていただいたところでございます。

今お話がありましたように、すべての市町村、それぞれの市町村によりまして取り組みの形は違いますが、それぞれのお取り組みをいただいているということも私もよく承知いたしております。この皆さん方には大変敬意を表しているわけでございますが、そうした皆さんの御努力と相まって、今後もやっていかなければならぬだろうというふうに思います。

いわゆる医療費の方も、財政的に、特に高齢者医療費が非常に大きなウェイトになってきているものでございますから、その辺のところもあわせてこれは検討をしなければならぬところでございます。今後、医療制度改革、抜本的な医療制度改革に再び取り組みをさせていただいているところでございまして、そうした全体の中でも、今後どうしていくかということの検討の一つになるのではないかとこのように思っております。

○高橋委員 高齢者のせいにされるところと悲しいですね。本当に、諸外国と比べても、国民医療費が決して高いわけではないわけですね。

それで、ちょっと続けられますけれども、何らかの形ですべての市町村が無料化の制度に取り組んでいるということは大変よく御承知だというお話でありましたけれども、私は、今すぐ拡充するにお金があるのかという以前に、自治体が自分たちの努力で無料化制度をやっている、それに對して、ペナルティーと私たちは言います、皆さ

んはおつしやらないかもしれないけれども、をかけている。このこと自体はどうなのか。

例えば、窓口で現金を払って、後で返ってくるという制度だと、お金がないから病院に行けないんだ、だから、それをいわゆる窓口払いなしにしよう、そういう自治体に対して、市町村国保への国庫負担金を調整対象として減額するという措置をしていますよね。平成十三年度だと百四十五億円です。取り組んでいる自治体がふえてきているので、もし御存じでしたら、交付金、このペナルティーがどの程度になっているのかをまず伺いたいので、なぜこういうことをするのか、伺いたいと思います。

○坂口国務大臣 申しわけありませんが、きょうは保険局が来ていないものですから、具体的な数字、ちょっときょうはお答えすることはできません。調べまして、お届けをしたいと思えます。

○高橋委員 数字はいいですよ、今急に聞いたので、なぜペナルティー措置をするのかを聞いています。

○坂口国務大臣 これは、私も初めわからなくて、そして聞いたわけでございますが、国費を導入していただくものから、各市町村のバランスをどう見ていくかということが非常に大事になっております。それで、各市町村でどういうふうにして健康保険を維持していただいているかという内容によりまして、そして非常に効率的におやりのをいただいておりますところにはさらにプラスして配分をしている、その配分をしている金にそれが回っているわけでありまして。

これは、乳幼児だけではございませんで、高齢者に対しても、他の分野に対しても同じでございますが、都道府県でそういうふうにおやりのをいただいているところ、決してペナルティーではございませんで、その皆さんのそういうふうなやりやっていたらいいところに対して、全体のバランスを考えてどういうふうな配分をするかということになっております。

ところでございますが、今後、こうしたこともひとつ考えていかなければならない時期に来ているというふうに私も思っております。いろいろな今検討をしてもらっているところでございます。

○高橋委員 ごめんなさい、今の、検討しているというのは、どっちの意味ですか。いい意味なのか悪い意味なのか、ちょっとわからなかったんですけれども。

○坂口国務大臣 いい意味と申しますか、乳幼児に對していろいろと御努力をいただいていることをどう評価するかという方面からの検討を行っているということでございます。

○高橋委員 私は、いい意味と受け取りたいなと思っております。

全体のバランス、要するに、やっているととやっているとところで国庫の入りぐあいと違ったら不公平なんだという言い方は、これまで何度か説明の中で言われてきたわけですね。それからもう一つは、医療費がそのことによってふえるのが困ると。抑制機能なんですね、実際のこのペナルティー。だから、私たちはペナルティーというわけですよ。これは、ぜひ国として調査をしてもらいたいと思うんですね。

私は、青森で県議をやっていたときに、現物給付をやっている市とそうじゃない市の医療費の伸びを比較してもらったことがあるんですが、確かに、現物給付にしたところの医療費がふえました。しかし、それが一時的に確かにふえたとしても、それは喜ぶべきじゃないかと。つまり、そのことによって、医者にかかりたいと思っていたのを我慢していたのが解消されたということになるわけですよ。長い目で見ると予防にもなるわけですよ。重度になつてから駆け込まなくていいという意味もあるわけですね。

そういう点で、ぜひ調査をして、実態調査、どちらがよろしいのかと。そして、ペナルティーがたとえあっても、それでもやはり、この時期は医者にかかりやすい、病気になるやすい時期だからこそ、頑張つてこの制度をやるんだ、そういう気が

持ちで制度をやっている市町村の皆さんの気持ちをよく酌んでいただいて、少なくともこれは、ペナルティーはやめるという立場に立っていただきたい。そのことを強く要望して、質問を終わります。ありがとうございます。

○衛藤委員長 次に、社会民主党・市民連合所属委員の質疑に入ることといたしておりますが、まことに残念なことでございますが、質疑者の通告が得られません。

北川知克君。

○北川委員 動議を提出いたします。

三案の質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決されんことを望みます。

○衛藤委員長 北川君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

〔賛成者起立〕
○衛藤委員長 起立多数。そのように決しました。

三案の委員会報告書の作成は、委員長に御一任いただくことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○衛藤委員長 起立総員。そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○衛藤委員長 これにて散会いたします。

午後六時二分散会

児童手当法の一部を改正する法律案

児童手当法の一部を改正する法律

児童手当法 昭和四十六年法律第七十三号の一部を次のように改正する。

附則第七条の前の見出し中「三歳以上義務教育就学前を」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改め、同条第一項及び第四項並びに附則第八条第四項中「就学前特別給付支給要件児童」を「小学校第三学年修了前特別給付支給要件児童」に、「六歳」を「九歳」に、「三歳以上義務教育就学前を」を「三歳以上小学校第三学年修了前」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（支給及び額の改定に関する経過措置）

第二条 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項（新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成十六年四月一日において現に新法附則

第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校第三学年修了前の児童（以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。）のすべてが、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「小学校就学後第三学年修了前の児童」という。）であるもの 平成十六年四月

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する三歳以上小学校第三学年修了前の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの、その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 平成十六年四月一日において現に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育していることにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 同月
二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつたことにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 当該小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用す

る。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替へるものとする。

理 由

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、三歳以上義務教育就学前の児童に係る特別給付の支給期間を小学校第三学年修了前まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案
修正案
児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条の見出しを「（施行期日等）」に改め、同条中「平成十六年四月一日」を「公布の日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七条第一項及び第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則第二条第一項中「改正後の児童手当法（以下「新法」という。）を「新法」に改め、同項第一号中「現に」を削る。

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 健康保険法関係（第三条）
第三章 船員保険法関係（第四条）	第四章 国民健康保険法関係（第五条）
第五章 国民年金法関係	第一節 被保険者の資格に関する特例（第六条・第七条）
第二節 給付等に関する特例	第一款 給付等の支給要件等に関する特例（第八条―第十一条）
第二款 給付等の額の計算等に関する特例（第十二条―第十六条）	第三款 不服申立てに関する特例（第十七条）
第六章 厚生年金保険法関係	第一節 被保険者の資格に関する特例（第十八条）
第二節 保険給付等に関する特例	第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例（第十九条―第二十二条）
第二款 保険給付等の額の計算等に関する特例（第二十三条―第二十七条）	第三款 不服申立てに関する特例（第二十八条）
第七章 国家公務員共済組合法関係	第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に関する特例（第二十九条）
第二節 長期給付等に関する特例	第一款 長期給付等に関する特例（第三十条―第三十二条）
第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第三十三条―第三十七条）	第三款 不服申立てに関する特例等（第三十八―四十条）
第八章 地方公務員等共済組合法関係	第一節 地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十一条）
第二節 長期給付等に関する特例	第一款 長期給付等に関する特例

特例(第四十二条—第四十四条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第四十五条—第四十九条)

第三款 不服申立てに関する特例等(第五十条—第五十三条)

第九章 私立学校教職員共済法関係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範囲に関する特例(第五十四条)

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例(第五十五条—第五十七条)

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例(第五十八条—第六十二条)

第三節 不服申立てに関する特例等(第六十三条—第六十五条)

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整(第六十六条—第六十九条)

第十一章 雑則(第七十条—第七十六条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二十四号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

による。

一 被用者年金各法 次に掲げる法律をいう。

イ 厚生年金保険法(第九章を除く。)

ロ 国家公務員共済組合法

ハ 地方公務員等共済組合法(第十一章を除く。)

ニ 私立学校教職員共済法

三 共済年金各法 前号ロからニまでに掲げる法律をいう。

三 合衆国年金等法令 協定第一条(d)に規定するアメリカ合衆国の法令をいう。

四 合衆国費用負担法令 協定第二条(b)に掲げるアメリカ合衆国の法令をいう。

五 日本国実施機関又は合衆国実施機関 それぞれ協定第一条(f)に規定する日本国の実施機関又はアメリカ合衆国の実施機関をいう。

六 合衆国保険期間 協定第一条(g)に規定するアメリカ合衆国の保険期間であつて、協定第六条2(a)の規定により日本国実施機関が保険期間を付与するものをいう。

第二章 健康保険法関係

第三条 健康保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、健康保険法第三条第一項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 次条第一項の規定により船員保険の被保険者となし、かつ、第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこと

とされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者(健康保険法第三条第八項に規定する日雇労働者をいう。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、健康保険法第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日雇特例被保険者(第五条第一項第三号において「日雇特例被保険者」という。)となし。

3 第一項に規定する者の健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 船員保険法関係

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員として船舶所有者(船員保険法第十条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者)に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、船員保険法第十七条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者となし。

一 アメリカ合衆国の船舶(合衆国費用負担法令によるアメリカ合衆国の船舶をいう。第十八条第一項第三号において同じ。)において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(次号に掲げる者を除く。)

二 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

2 前項の規定により船員保険の被保険者となし、かつ、船員法第十章、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する者の船員保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国民健康保険法関係

第五条 市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民健康保険法第五条又は第十九条第一項の規定にかかわらず、国民健康保険の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第三条第一項の規定により健康保険の被保険者となし、かつ、同条第二項の規定により日雇特例被保険者となし、かつ、同条第三号に掲げる者であつて協定第四条の規定により船員保険の被保険者となし、かつ、第二十九

九条の規定により国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の短期給付に関する規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民健康保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 国民年金法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例(被保険者の資格の特例)

第六条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第七條第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となし。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（第三号に掲げる者を除く。）

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの（次号に掲げる者を除く。）

三 第十八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となしとされた者、第二十九條の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一條の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四條第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の任意脱退に関する特例)

第七條 合衆国保険期間であつて政令で定めるものを有する者に対する国民年金法第十條第一項の規定の適用については、当該合衆国保険期間が、国民年金の被保険者期間とみなす。

第二節 給付等に関する特例

第一款 給付等の支給要件等に関する特例

「支給要件規定」という。）に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定（その者が当該支給要件規定に規定する老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。）を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国民年金法附則第七條第一項に規定する合算対象期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 合衆国保険期間を有する老齢厚生年金又は共済年金各法による退職共済年金（第十二條第一項第一号において「退職共済年金」という。）の受給権者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第十四條第一項第一号に該当しない者に限る。）の配偶者について、次の各号に掲げる国民年金法による給付又は給付に加算する額に該当する部分（第十二條、第十三條及び第十七條において「老齢基礎年金の振替加算等」という。）に關し、それぞれ当該各号の規定を適用する場合においては、同項第一号の規定にかかわらず、同号中「その額」とあるのは「（合衆国保険期間（社会保険に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）第二條第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。）であつて政令で定めるものの月数と当該老齢厚生年金又は退職共済年金の額と」、「の月数」とあるのは「の月数とを合算した月数」とする。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第一項の規定による老齢基礎年金

四 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五條第二項の規定による老齢基礎年金

五 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第二項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

六 昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第三項の規定により老齢基礎年金に加算する額に相当する部分

3 合衆国保険期間を有する者であつて、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間に算入することにより昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するに至るものに対する昭和六十年国民年金等改正法附則第六十一條第一項の規定（昭和六十年国民年金等改正法附則第十四條第一項に係る部分に限る。）の適用については、その者は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條第一項第四号に該当するものとみなす。

4 六十五歳に達した日の属する月以後の合衆国保険期間を有する者（同日以後の国民年金の被保険者期間を有する者を除く。）について、昭和六十年国民年金等改正法附則第十八條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日の属する月以後の合衆国保険期間（社会保険に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）第二條第六号に掲げる合衆国保険期間をいう。）」とする。

(合衆国保険期間を有する者に係る障害基礎年金等の支給要件等の特例)

第九條 合衆国保険期間を有する者が、その者の疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）による障害について国民年金法第三十條第一項ただし書（同法第三十條の二第二項、第三十條の三第二項、第三十四條第五項及び第三十六條第三項において準用する場合を含む。）に該当するときは、同法第三十條第一項ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを同法第五條第二項に規定する保険料納付済期間（以下「保険料納付済期間」という。）である国民年金の被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）から起算して一年六月を経過した日（その期間内にその傷病が治つた日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。）があるときは、その日とし、以下「障害認定日」という。）において保険料納付済期間（昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。次項、次條第一項、第十一條、第十四條第二項及び第十五條第二項において同じ。）又は国民年金法第五條第三項に規定する保険料免除期間（同法第九十條の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。以下「保険料免除期間」という。）を有しないときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が、その者の死亡について国民年金法第三十七條ただし書に該当するときは、同条ただし書の規定の適用については、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

(国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害基礎年金の支給要件等の特例)

第十條 国民年金の被保険者でない間に初診日（協定第六條3(a)に規定する条件（以下「合衆国納付条件」という。）に該当するものに限る。以下「特例初診日」という。）のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものは、国民年金法第三十條第一

項、第三十条の二第一項又は第三十条の三第一項の規定の適用については、当該特例初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。ただし、その者が、当該障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 国民年金の被保険者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国民年金法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において同法第三十条第一項第一号に該当した者とみなす。

(国民年金の被保険者でない間の死亡に係る遺族基礎年金の支給要件の特例)

第十一条 合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者が国民年金の被保険者でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国民年金法第三十七条の規定の適用については、同条第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

第二款 給付等の額の計算等に関する特例

(老齢基礎年金の振替加算等の額の計算の特例)
第十二条 次の各号に掲げる者に支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額(その者が当該各号のうち二以上に該当するものであるときは、当該各号に定める額のうち最も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金又は退職共済年金(以下この条において「老齢厚生年金等」という。)の受給権者第八條第二項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第一号

に該当するに至つた者に限る。次項第一号において同じ。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額(当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの)

二 第八條第三項の規定により昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に該当する者とみなされたもの(次項第二号において「中高齢特例該当者」という。)の配偶者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に期間比率を乗じて得た額

三 この法律の規定により支給する障害厚生年金又は共済年金各法による障害共済年金の受給権者(昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項第二号に該当する者に限る。次項第三号において「特例による障害給付の受給権者」という。)の配偶者 同条第一項の規定による老齢基礎年金の振替加算等の額に按分率を乗じて得た額

2 次の各号に掲げる前項各号の期間比率又は按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 前項第一号の期間比率 老齢厚生年金等の受給権者の当該老齢厚生年金等の額の計算の基礎となる被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「被用者年金被保険者等」という。)であつた期間の月数を、二百四十で除して得た率

二 前項第二号の期間比率 中高齢特例該当者の老齢厚生年金の額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該中高齢特例該当者に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号に規定する老齢厚生年金の受給資格要件たる期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率

三 前項第三号の按分率 イに掲げる期間の月数をイからハまでに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率

イ 特例による障害給付の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

ロ 昭和三十六年四月一日以後の期間(イに掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

ハ 当該特例による障害給付の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

3 第一項の場合において、老齢基礎年金の振替加算等(以下この項において「新老齢基礎年金の振替加算等」という。)を支給すべき事由が生じた場合であつて、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額が従前の老齢基礎年金の振替加算等の額より低いときは、当該新老齢基礎年金の振替加算等の額は、第一項の規定にかかわらず、従前の老齢基礎年金の振替加算等の額に相当する額とする。

4 第一項の規定の適用を受けようとする者(同項第二号に掲げる者を除く。)の配偶者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち、法律によつて組織された共済組合第二十四条第六項及び第五十九条第六項において「共済組合」という。)の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。)であつた期間については、当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団第二十四条第六項及び第七十一条第一項において「共済組合等」という。)の確認を受けたところによる。

(老齢基礎年金の振替加算等の支給停止等の特例)
第十三条 この法律の規定により支給する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて

政令で定めるものの受給権を有する者に係る老齢基礎年金の振替加算等の支給の停止及び支給の調整に關し必要な事項は、政令で定める。

(障害基礎年金の額の計算の特例)

第十四条 第九條第一項又は第十條第一項の規定により支給する障害基礎年金(以下この条において「特例による障害基礎年金」という。)の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による障害基礎年金の受給権者の保険料納付済期間であつて政令で定めるものとその者の保険料免除期間であつて政令で定めるものとを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害基礎年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による障害基礎年金に国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算する額に相当する部分(以下この条において「障害基礎年金の加算」という。)の額について準用する。

4 第一項の規定による障害基礎年金の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が消滅した障害基礎年金(障害基礎年金の加算を除く。以下この項において同じ。)の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の額に相当する額とする。

5 第三項において準用する第一項の規定による障害基礎年金の加算の額は、その額が国民年金法第三十一条第二項の規定によりその受給権が

消滅した障害基礎年金に係る障害基礎年金の加算の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、従前の障害基礎年金の加算の額に相当する額とする。

6 前項の場合において、国民年金法第三十三条の二第三項の規定により障害基礎年金の加算の額を改定するときは、前項中「加算の額より低いとき」とあるのは「加算の額を同法第三十三条の二第三項の規定の例により改定した額より低いとき」と、「従前の障害基礎年金の加算の額」とあるのは「当該改定した額」とする。

(遺族基礎年金の額の計算の特例)

第十五条 第八条第一項、第九条第二項又は第十五条の規定により支給する遺族基礎年金(第八条第一項の規定により支給する老齢基礎年金の受給権者が死亡したことによりその者の遺族に支給する遺族基礎年金を含む。以下この条において「特例」による遺族基礎年金という。)の国民年金法第三十八条又は第三十九条の二第一項の規定による額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定による額に按分率を乗じて得た額とする。

2 前項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数で除して得た率とする。

一 特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の保険料納付済期間とその者の保険料免除期間とを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

3 前二項の規定は、特例による遺族基礎年金に国民年金法第三十九条第一項の規定により加算

する額に相当する部分の額について準用する。

4 第一項の規定による遺族基礎年金(当該遺族基礎年金の支給事由となつた死亡に係る者の妻に支給されるものに限る。)の額は、当該妻が当該遺族基礎年金の支給を受けることができることにより、被用者年金各法による死亡を支給事由とする年金たる給付に相当する額であつて政令で定めるものに相当する部分(以下この項において「遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等」という。)の支給が停止されている場合において、当該遺族基礎年金の額が当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額より低いときは、第一項の規定にかかわらず、当該遺族厚生年金等の中高齢寡婦加算等の額に相当する額とする。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十六条 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(国民年金法による給付又は給付に加算する額に相当する部分を除く。以下この条において同じ。)の額は、社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十年法律第七十七号)その他の政令で定める法律(以下「他の特例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに関する特例

第十七条 第十二条第四項の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る同項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく老齢基礎年金の振替加算等に関する処分の不服

の理由とすることができない。

第六章 厚生年金保険法関係

第一節 被保険者の資格に関する特例

第十八条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者とし、
一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第四号に掲げる者を除く。)

三 アメリカ合衆国の船舶において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの

四 第二十九条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第四十一条の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第五十四条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者
2 前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 保険給付等に関する特例

第一款 保険給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る老齢厚生年金等の支給要件等の特例)

第十九条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有し、かつ、厚生年金保険法による保険給付又は同法による保険給付に加算する額に相当する部分(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。)のうち次に掲げるものの

支給要件又は加算の要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この条において「支給要件等に関する規定」という。)に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを厚生年金保険の被保険者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 老齢厚生年金
二 遺族厚生年金
三 特例老齢年金
四 特例遺族年金
五 厚生年金保険法第四十四条第一項(同法及び他の法令において準用する場合を含む。)の規定により老齢厚生年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「老齢厚生年金の加給」という。)

六 厚生年金保険法第六十二条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の中高齢寡婦加算」という。)

七 昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定により遺族厚生年金に加算する額に相当する部分(以下「遺族厚生年金の経過の寡婦加算」という。)

(合衆国保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特例)

第二十条 合衆国保険期間を有する者が、その者の傷病による障害について厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書(同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)に該当するときは、同法第四十七条第一項ただし書の規定の適用については、その者

の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを
保険料納付済期間である国民年金の被保険者期
間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係
る障害認定日において厚生年金保険の被保険者
期間を有しないときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者
期間を有する者が、その者の死亡について厚生
年金保険法第五十八条第一項ただし書に該当す
るときは、同項ただし書の規定の適用について
は、その者の合衆国保険期間であつて政令で定
めるものを保険料納付済期間である国民年金の
被保険者期間とみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診
日のある傷病による障害に係る障害厚生年金の
支給要件等の特例)

第二十一条 厚生年金保険の被保険者でない間に
特例初診日のある傷病による障害を有する者で
あつて、当該障害に係る障害認定日において厚
生年金保険の被保険者期間を有するものは、厚
生年金保険法第四十七条第一項、第四十七条の
二第一項又は第四十七条の三第一項の規定の適
用については、当該特例初診日において厚生年
金保険の被保険者であつたものとみなす。ただ
し、その者が、当該障害を支給事由とする年金
たる給付であつて政令で定めるものの受給権を
有する場合については、この限りでない。

2 厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診
日のある傷病による障害を有する者は、厚生年
金保険法第五十二条第四項又は第五十四条第
二項ただし書の規定の適用については、当該特
例初診日において厚生年金保険の被保険者であ
つたものとみなす。

(厚生年金保険の被保険者でない間の死亡に係
る遺族厚生年金の支給要件の特例)

第二十二條 合衆国保険期間及び厚生年金保険の
被保険者期間を有する者が、厚生年金保険の被
保険者でない間に死亡した場合(当該死亡した
日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、
厚生年金保険法第五十八条の規定の適用に

ついては、同条第一項第一号に該当するものと
みなす。ただし、その者の死亡を支給事由とす
る年金たる給付であつて政令で定めるものの支
給を受けることができる者があるときは、この
限りでない。

2 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者
期間を有する者が、厚生年金保険の被保険者で
ない間に特例初診日がある傷病により当該特例
初診日から起算して五年を経過する日前に死亡
した場合(その者が厚生年金保険法第五十八条
第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規
定する場合を除く。)は、同条の規定の適用につ
いては、同条第一項第二号に該当するものとみ
なす。この場合においては、前項ただし書の規
定を準用する。

第二款 保険給付等の額の計算等に関
する特例

(老齢厚生年金の加給等の額の計算の特例)

第二十三条 第十九条の規定により支給する厚生
年金保険法による保険給付等のうち次に掲げる
ものの額は、当該厚生年金保険法による保険給
付等の額に関する規定であつて政令で定めるも
のにかかわらず、当該規定による厚生年金保険
法による保険給付等の額に期間比率を乗じて得
た額(同条に規定する加算の要件に関する規定
であつて政令で定めるもののうち二以上に該当
するときは、一の加算の要件に関する規定に該
当するものとしてそれぞれ計算した額のうち最
も高いもの)とする。

一 老齢厚生年金の加給
二 遺族厚生年金の中高年齢寡婦加算
三 遺族厚生年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる厚生年
金保険法による保険給付等の受給権者又は当該
厚生年金保険法による保険給付等の支給事由と
なった死亡に係る者の厚生年金保険の被保険者
期間であつて政令で定めるものの月数を、当該
厚生年金保険法による保険給付等の受給資格要
件又は加算の資格要件たる期間であつて政令で

定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第十九条の規定により支給する老齢厚生年金
の加給の額については、当該老齢厚生年金の加
給の受給権を有する者がその権利を取得した月
以後における厚生年金保険の被保険者であつた
期間は、その計算の基礎としない。

4 厚生年金保険の被保険者であつて、第十九条
の規定により支給する老齢厚生年金の加給の受
給権を有する者が、その厚生年金保険の被保
険者の資格を喪失し、かつ、厚生年金保険の被
保険者の資格を喪失した日から起算して一月を
経過したときは、前項の規定にかかわらず、その
厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した月
前における厚生年金保険の被保険者であつた期
間を当該老齢厚生年金の加給の額の計算の基礎
とするものとし、その厚生年金保険の被保険者
の資格を喪失した日から起算して一月を経過し
た日の属する月から、当該老齢厚生年金の加給
の額を改定する。

5 厚生年金保険法附則第十三条の四第三項の規
定による老齢厚生年金の受給権を有し、かつ、
同条第七項の規定により読み替えられた同法第
四十四条第一項の規定及び第十九条の規定によ
り支給する老齢厚生年金の加給の受給権を有す
る者が六十五歳に達したときは、第三項の規定
にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の
属する月前における厚生年金保険の被保険者で
あつた期間を当該老齢厚生年金の加給の額の計
算の基礎とするものとし、六十五歳に達した日
の属する月の翌月から、当該老齢厚生年金の加
給の額を改定する。

(障害厚生年金の額の計算の特例)

第二十四条 第二十条第一項又は第二十一条第一
項の規定により支給する障害厚生年金(以下こ
の条及び次条において「特例」による障害厚生年
金という。)の厚生年金保険法第五十条第一項
又は第二項の規定による額は、これらの規定に
かかわらず、これらの規定による額に按分率を

乗じて得た額とする。ただし、第四項第一号に
掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、
この限りでない。

2 特例による障害厚生年金の厚生年金保険法第
五十条第三項の規定による額は、同項の規定に
かかわらず、同項の規定による額に按分率を乗
じて得た額とする。

3 特例による障害厚生年金に厚生年金保険法第
五十条の二第一項の規定により加算する加給年
金額に相当する部分第五項において「障害厚生
年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第二
項の規定にかかわらず、同項の規定による額に
按分率を乗じて得た額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月
数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を
合算した月数(第一項の場合にあつては、当該
合算した月数が三百月を超えるときは、三百
月)で除して得た率とする。

一 特例による障害厚生年金の受給権者の被用
者年金被保険者等であつた期間であつて政令
で定めるものを合算したものと
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に
掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する
月の前月までの期間及び六十歳に達した日の
属する月以後の期間その他政令で定める期間
を除く。)

三 当該特例による障害厚生年金の受給権者の
合衆国保険期間であつて政令で定めるもの
の特例による障害厚生年金に係る障害厚生年金
の配偶者加給の額は、その額が厚生年金保険法
第四十八条第二項の規定によりその受給権が消
滅した障害厚生年金に係る障害厚生年金の配
偶者加給の額より低いときは、第三項の規定に
かかわらず、従前の障害厚生年金に係る障害厚
生年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けよ
うとする者の被用者年金被保険者等であつた期
間のうち、共済組合の組合員又は私学共済制度
の加入者であつた期間については、当該共済組

合等の確認を受けたところによる。

(遺族厚生年金の額の計算の特例)

第二十五条 第二十条第二項又は第二十二條の規定により支給する遺族厚生年金(特例による障害厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族厚生年金を含む。以下この条において特例による遺族厚生年金という。)の厚生年金保険法第六十条の規定による額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による額に按分率を乗じて得た額とする。ただし、第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月以上である場合は、この限りでない。

2 特例による遺族厚生年金に計算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過的寡婦加算の額は、厚生年金保険法第六十二条第一項又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する額に按分率を乗じて得た額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第一項の規定により特例によ

る遺族厚生年金に計算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十四条第二項の規定により特例による遺族厚生年金に計算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(老齢厚生年金の加給等の支給停止の特例)

第二十六条 老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する老齢、退職又は障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十七条 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例

第二十八条 第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)、第四十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。)(又は第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む。))の規定による厚生年金保険の被保険者期間の確認に關する処分について不服がある者は、厚生年金保険法の定めるところにより、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすること

ができる。

2 第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の場合において、厚生年金保険の被保険者期間以外の被用者年金被保険者等であつた期間に係る第二十四条第六項の規定による確認の処分について不服を、当該期間に基づく厚生年金保険法による保険給付等に関する処分の不服の理由とすることができない。

第七章 国家公務員共済組合法の適用範囲

第一節 国家公務員共済組合法の適用範囲に關する特例

第二十九条 国家公務員共済組合法(以下この章において「国共済法」という。)の規定は、国共済法第二十一条第一号に規定する職員(国共済法第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に關する規定の適用については、この限りでない。

第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第三十条 合衆国保険期間及び国家公務員共済組合法(以下「国共済法」という。)(の組合員期間(以下「国共済組合員期間」という。))を有し、かつ、国共済法による長期給付又は国共済法による長期給付に計算する金額に相当する部分(以下「国共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等に関する規定」という。))に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさ

ない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。))を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを国共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 国共済法第七十八条第一項の規定により退職共済年金に計算する加給年金額に相当する部分(以下「国共済法の退職共済年金の加給」という。))

四 国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に計算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。))

五 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。以下「昭和六十年国共済改正法」という。)(附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に計算する金額に相当する部分(以下「国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。))

2 前項の規定により国共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第三十一条 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国共済組合員期間を有するものは、国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由と

する年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(国家公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第三十二条 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)は、国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が、国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く。)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(国共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第三十三条 第三十条第一項の規定により支給する国共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該国共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにか

かわらず、当該規定による国共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 国共済法の退職共済年金の加給

二 国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

三 国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる国共済法による長期給付等の受給権者又は当該国共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の国共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該国共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の額については、当該国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における国共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 国家公務員共済組合の組合員であつて、第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び国家公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八条第一項の規定及び第三十条第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該

国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(国共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第三十四条 第三十一条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という。)の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「国共済法の障害共済年金の配偶者加給」という。)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く。)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの
5 特例による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が国共

済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の国共済法による障害共済年金に係る国共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち国共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該国共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(国共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第三十五条 第三十二条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という。)の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、国共済法第九十条又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等

あつた期間であつて政令で定めるものを合算したものと

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第二項又は第二項の場合について準用する。

(国共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第三十六条 国共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十七条 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき

は、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等
(国共済法の規定による審査請求の特例)

第三十八条 第二十四条第四項、第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)(第二十五条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む。))の規定による国共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、国共済法の定めるところにより、国家公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることが出来る。

2 第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の場合において、国共済組合員期間以外の期間に係る第三十四条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく国共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることが出来ない。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第三十九条 国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることが出来る。

2 前項の場合における国共済法第三十三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経出した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(財務大臣の権限)

第四十条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第八章 地方公務員等共済組合法關係

第一節 地方公務員等共済組合法の適用範圍に關する特例

第四十一条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の規定は、地共済法第二十一条第一号に規定する職員(地共済法第四十一条第一項及び第二項、第四百四十一条の二、第四百四十二条第一項並びに第四百四十二条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)(及び地共済法第四百四十一条に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。))のうち、協定長期組合員の資格を有する者に限る。のう

令の規定の適用を受ける者には、適用しない。ただし、政令で定める者に対する地共済法の短期給付に關する規定の適用については、この限りでない。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第四十二条 合衆国保険期間及び地方公務員共済組合(地共済法第三十一条に規定する地方公務員共済組合をいう。以下同じ。))の組合員期間(以下「地共済組合員期間」という。)を有し、かつ、地共済法による長期給付又は地共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」に關する規定という。))に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に關する規定(その者が当該支給要件等に關する規定に規定する地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者

の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを地共済組合員期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 地共済法第八十条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「地共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 地共済法第九十九条の三の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改正法」という。附則第二十九条第一項の規定により遺族共済年金に加算する額に相当する部分(以下「地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算」という。))

2 前項の規定により地共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、地共済法附則第二十八条の十三第一項の規定は、適用しない。

(地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第四十三条 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地共済組合員期間を有するものは、地共済法第八十四条第一項、第八十五条第一項又は第八十六条第一項の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、地

共済法第八十九条第二項又は第九十二条第五項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなす。

(地方公務員共済組合の組合員でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第四十四条 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る)は、地共済法第九十九条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が、地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が地共済法第九十九条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(地共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

第四十五条 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該地共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による地共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た金額とする。

一 地共済法の退職共済年金の加給
二 地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

第二類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

平成十六年六月四日

三 地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算
2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる地共済法による長期給付等の受給権者又は当該地共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の地共済組合員期間であつて政令で定めるものの月数を、当該地共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の額については、当該地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における地共済組合員期間は、その算定の基礎としない。

4 地方公務員共済組合の組合員であつて、第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職(地共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう)したとき当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第四十二条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(地共済法の障害共済年金の額の計算の特例)
第四十六条 第四十三条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例による障害共済年金」という)の地共済法第八十七条第一項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする)。

2 特例による障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「地共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同条第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く)。

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものの特例による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が地共済法第九十条第五項の規定によりその受給権が消滅した地共済法による障害共済年金に係る地共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の地共済法による障害共済年金に係る地共済法の

障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち地共済組合員期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該地共済組合員期間以外の期間が私学共済制度の加入者であつた期間であるときは、日本私立学校振興・共済事業団)の確認を受けたところによる。

(地共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)
第四十七条 第四十四条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例による遺族共済年金」という)の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、地共済法第九十九条の三又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同条第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの
二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月まで

の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(地共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)

第四十八条 地共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。(他の特例法の規定の適用を受ける地共済法による長期給付等の額)

第四十九条 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するとき、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等

(地共済法の規定による審査請求の特例)

第五十条 第十二条第四項、第二十四条第六項

(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む。)の規定による地共済組合員期間の確認に關する処分について不服がある者は、地共済法の定めるところにより、地方公務員共済組合審査会に対して審査請求をすることができ。

2 第四十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)の場合において、地共済組合員期間以外の期間に係る第四十六条第六項の規定による確認の処分についての不服を、当該期間に基づく地共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることができない。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

第五十一条 地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができ。

2 前項の場合における地共済法第七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第五十二条 地共済法第四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第五十三条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第九章 私立学校教職員共済法關係

第一節 私立学校教職員共済法の適用範圍に關する特例

第五十四条 私立学校教職員共済法(以下この章において「私学共済法」という。)の規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。ただし、第一号に掲げる者であつて政令で定める要件に該当するものに対する私学共済法の短期給付に關する規定の適用については、この限りでない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第四条第一項の規定により船員保険の被保険者としていないこととされた者

2 前項ただし書の規定により私学共済法の短期給付に關する規定の適用を受ける者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範圍内において、共済規程(私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

第二節 長期給付等に關する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に關する特例

(合衆国保険期間を有する者に係る退職共済年金等の支給要件等の特例)

第五十五条 合衆国保険期間及び私学共済法第七十五条 合衆国保険期間(以下「私学共済加入者期間」という。)を有し、かつ、私学共済法による長期給付又は私学共済法による長期給付に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法による長期給付等」という。)のうち次に掲げるものの支給要件又は加算の要件に關する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

一 退職共済年金

二 遺族共済年金

三 私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(以下この章において「準用国共済法」という。)第七十八条第一項の規定により退職共済年金に加算する加給年金額に相当する部分(以下「私学共済法の退職共済年金の加給」という。)

四 準用国共済法第九十条の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分(以下「私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算」という。)

五 私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定により遺族共済年金に加算する金額に相当する部分以下「私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算」という。)

規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

2 前項の規定により私学共済法による退職共済年金の受給資格要件である期間を満たすこととなる者については、準用国共済法附則第十三条の十第一項の規定は、適用しない。

(私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害に係る障害共済年金の支給要件等の特例)

第五十六条 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者で

規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件等」という。)に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない者について、当該支給要件等に関する規定(その者が当該支給要件等に関する規定に規定する私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを私学共済加入者期間その他の期間であつて政令で定めるものに算入する。

あつて、当該障害に係る障害認定日において私学共済加入者期間を有するものは、準用国共済法第八十一条第一項、第三項又は第五項の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。ただし、その者が、当該障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合については、この限りでない。

2 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者は、準用国共済法第八十四条第二項又は第八十七条第四項ただし書の規定の適用については、当該特例初診日において私学共済制度の加入者であつたものとみなす。

(私学共済制度の加入者でない間の死亡に係る遺族共済年金の支給要件の特例)

第五十七条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、私学共済制度の加入者でない間に死亡した場合(当該死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る)は、準用国共済法第八十八条の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。ただし、その者の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、この限りでない。

2 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が、私学共済制度の加入者でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した場合(その者が準用国共済法第八十八条第一項第一号に該当する場合及び前項本文に規定する場合を除く)は、同条の規定の適用については、同条第一項第二号に該当するものとみなす。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例

(私学共済法の退職共済年金の加給等の額の計算の特例)

算の特例)

第五十八條 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法による長期給付等のうち次に掲げるものの額は、当該私学共済法による長期給付等の額に関する規定であつて政令で定めるものにかかわらず、当該規定による私学共済法による長期給付等の額に期間比率を乗じて得た額とする。

一 私学共済法の退職共済年金の加給

二 私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算

算

三 私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算

2 前項の期間比率は、同項各号に掲げる私学共済法による長期給付等の受給権者又は当該私学共済法による長期給付等の給付事由となつた死亡に係る者の私学共済加入者期間であつて政令で定めるものの月数を、当該私学共済法による長期給付等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間であつて政令で定めるものの月数で除して得た率とする。

3 第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の額については、当該私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者がその権利を取得した日の翌日の属する月以後における私学共済加入者期間は、その算定の基礎としない。

4 私学共済制度の加入者であつて、第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が退職準用国共済法第二十一条第四号に規定する退職をいう。以下この項において同じ。)したとき(当該退職した日の翌日から起算して一月を経過するまでの間に再び私学共済制度の加入者の資格を取得したときを除く)は、前項の規定にかかわらず、当該退職した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第五十五条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

(私学共済法の障害共済年金の額の計算の特例)

第五十九条 第五十六条第一項の規定により支給する障害共済年金(以下この条及び次条において「特例」による障害共済年金という)の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く)の規定による金額は、同項の規定にかかわらず、同項第一号の規定による金額(第四項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額とする)とする。

2 特例による障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

3 特例による障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分(第五項において「私学共済法の障害共済年金の配偶者加給」という)の額は、同条第三項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に按分率を乗じて得た金額とする。

4 前三項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を同号から第三号までに掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による障害共済年金の受給権者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したものの

二 昭和三十六年四月一日以後の期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間その他政令で定める期間を除く)

三 当該特例による障害共済年金の受給権者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

5 特例による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額は、その額が準用国共済法第八十五条第四項の規定によりその受給権が消滅した私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額より低いときは、第三項の規定にかかわらず、従前の私学共済法による障害共済年金に係る私学共済法の障害共済年金の配偶者加給の額に相当する額とする。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする者の被用者年金被保険者等であつた期間のうち私学共済加入者期間以外の期間については、社会保険庁長官(当該私学共済加入者期間以外の期間が共済組合の組合員であつた期間であるときは、当該共済組合)の確認を受けたところによる。

(私学共済法の遺族共済年金の額の計算の特例)

第六十条 第五十七条の規定により支給する遺族共済年金(特例による障害共済年金の受給権者が死亡したことにより支給する遺族共済年金を含む。以下この条において「特例」による遺族共済年金という)の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イの規定による金額(第三項第一号に掲げる期間の月数が三百月未満であるときは、当該金額に按分率を乗じて得た金額)とする。

2 特例による遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額は、準用国共済法第九十条又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる

昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により加算する金額に、按分率を乗じて得た金額とする。

3 前二項の按分率は、第一号に掲げる期間の月数を合算した月数(第一項の場合にあつては、当該合算した月数が三百月を超えるときは、三百月)で除して得た率とする。

一 特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の被用者年金被保険者等であつた期間であつて政令で定めるものを合算したもの

二 昭和三十六年四月一日から当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の死亡した日の翌日の属する月の前月までの期間(前号に掲げる期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。)

三 当該特例による遺族共済年金の給付事由となつた死亡に係る者の合衆国保険期間であつて政令で定めるもの

4 第十五条の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について、第十五条第一項及び第二項の規定は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により特例による遺族共済年金に加算する額について準用する。

5 前条第六項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

(私学共済法の退職共済年金の加給等の支給停止の特例)
第六十一条 私学共済法による退職共済年金又は障害共済年金の受給権者の配偶者がこの法律の規定により支給する退職、老齢又は障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものを受けることができる場合における当該

配偶者について加算する金額に相当する部分の支給の停止に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額)

第六十二条 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等(この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三節 不服申立てに關する特例等
(私学共済法の規定による審査請求の特例)
第六十三条 第十二条第四項、第二十四条第六項(第二十五条第五項において準用する場合を含む。)、第三十四条第六項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)(第三十六条第六項(第四十七条第五項において準用する場合を含む。))の規定による私学共済加入者期間の確認に關する処分について不服がある者は、私学共済法の定めるところにより、日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会に対して審査請求をすることが出来る。

2 第五十九条第六項(第六十条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の場合において、私学共済加入者期間以外の期間に係る第五十九条第六項の規定による確認に關する処分についての不服を、当該期間に基づく私学共済法による長期給付等に關する処分についての不服の理由とすることが出来る。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)
第六十四条 私学共済法第三十六条第一項の規定

による審査請求は、同項の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることが出来る。

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があつたものとみなす。

(文部科学大臣の権限)

第六十五条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることが出来る。

第十章 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

(老齢給付の加給の支給の調整)

第六十六条 第十九条、第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項の規定により、同時に二以上の老齢厚生年金の加給、国共済法の退職共済年金の加給、地共済法の退職共済年金の加給又は私学共済法の退職共済年金の加給(以下この条において「老齢給付の加給」という。)の支給を受けることができる者について、国家公務員共済組合法第七十九条第四項(私立学校教職員共済組合法第二十五条において準用する場合を含む。)(及び地方公務員等共済組合法第八十一条第五項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。この場合において、当該最も高い老齢給付の加給が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の老齢給付の加給を支給し、その間、他の老齢給付の加給の支給を停止する。)

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の

特例)
第六十七条 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該特例初診日において、当該傷病以外の傷病による障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有する者に限る。)(は、当該年金たる給付に係る被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

2 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該障害認定日がその一の期間中にある障害に係る者に限るものとし、前項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)(は、当該一の期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。

3 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(前二項の規定により同一の障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至つた者を除く。)(は、当該障害認定日前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項の規定を適用する。ただし、その者が当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給

権を有するに至らなかった場合にあっては、その者を当該資格を喪失した日以前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であった期間のみを有する者とみなして、これらの規定を適用するものとし、これによっても当該年金たる給付の受給権を有するに至らなかった場合にあっては、同様とする。

(二)以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例

第六十八條 被用者年金被保険者等でない間に死亡した者当該死亡した者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。又は被用者年金被保険者等でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものは、当該死亡した日以前の直近の被用者年金被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、第二十二條、第三十二條、第四十四條又は第五十七條の規定を適用する。ただし、その者の死亡を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、当該死亡した者を当該資格を喪失した日以前の直近の資格を喪失した日の前日における被用者年金被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして、これらの規定を適用するものとし、これによっても当該年金たる給付の受給権を有するに至る者がない場合にあっては、同様とする。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整)
第六十九條 第十九條、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の経過の寡婦加算以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第四項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第二類第七号 厚生労働委員会議録第十九号

遺族共済年金の中高齢寡婦加算(以下この項において「遺族給付の中高齢寡婦加算」という。)の支給を受けることができる者は、国家公務員共済組合法第九十三條第二項(私立学校教職員共済法第二十五條において準用する場合を含む。)及び地方公務員等共済組合法第九十九條の六第二項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の中高齢寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の中高齢寡婦加算の支給を停止する。

第十九條、第三十條第一項、第四十二條第一項又は第五十五條第一項の規定により、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の経過の寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の経過の寡婦加算又は私学共済法の経過の寡婦加算以下この項において「遺族給付の経過の寡婦加算」という。の支給を受けることができる者は、昭和六十年国共済改正法附則第二十八條第四項(私立学校教職員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び昭和六十年地共済改正法附則第二十九條第四項の規定にかかわらず、その額が最も高い一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算を停止する。この場合において、当該最も高い遺族給付の経過の寡婦加算が二以上あるときは、共済年金各法の定めるところにより、その一の遺族給付の経過の寡婦加算を支給し、その間、他の遺族給付の経過の寡婦加算の支給を停止する。

第七十條 次に掲げる規定による審査請求又は再審査請求は、社会保険審査官及び社会保険審査会(昭和二十八年法律第二百六十六号)第五條第二項(同法第三十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定によるほか、合衆国年金等法令の規定により同種の請求を受理することとされている合衆国実施機関を経由してすることができる。

一 国民年金法第一條第一項
二 国民年金法附則第九條の三の二第五項
三 厚生年金保険法第九十條第一項
四 厚生年金保険法第九十一條
五 厚生年金保険法附則第二十九條第五項

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四條若しくは第三十二條第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由した合衆国実施機関に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があつたものとみなす。

(合衆国年金等法令による申請等)
第七十一條 合衆国年金等法令の規定により支給される年金たる給付その他の給付(第七十三條において「合衆国年金」という。)の申請その他合衆国年金等法令において合衆国実施機関に対して行うこととされている申請又は申告(以下この項において「合衆国年金等法令による申請等」という。)を行うとする者は、当該合衆国年金等法令による申請等に係る文書を日本国実施機関(社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会又は共済組合等、国家公務員共済組合を除く。)に提出することができる。この場合において、当該日本国実施機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。

2 合衆国年金等法令において合衆国実施機関に申し立てることとされている不服申立てを行おうとする者は、社会保険審査官若しくは社会保

険審査会、国家公務員共済組合審査会、地方公務員共済組合審査会又は日本私立学校振興・共済事業団の共済審査会(以下この項において「審査機関」という。)にその旨の文書を提出することができる。この場合において、当該審査機関が当該文書を受理したときは、遅滞なく、当該文書を合衆国実施機関に送付するものとする。(情報の提供等)

第七十二條 日本国実施機関又は社会保険審査官若しくは社会保険審査会(次項において「日本側保有機関」という。)は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法又は被用者年金各法(以下この項において「日本側適用法令」という。)の被保険者若しくは被保険者であつた者、組合員若しくは組合員であつた者、加入者若しくは加入者であつた者又は国民年金法若しくは被用者年金各法第七十六條において「公的年金各法」という。)による年金たる給付の受給権者に関する情報であつてこの法律、日本側適用法令その他関係法令の実施のために自らが保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一條一(e)に規定する合衆国の権限のある当局又は合衆国実施機関(次項において「合衆国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、合衆国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(戸籍の無料証明)
第七十三條 市町村長、特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市に

あつては、区長とする。は、合衆国年金の受給権者に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、合衆国年金等法令の適用を受ける者、合衆国年金等法令の適用を受けたことがある者又は合衆国年金の受給権者であつて日本国の国籍を有するものの戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(経過措置)
第七十四条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)
第七十五条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)
第七十六条 前各条に規定するもののほか、公的年金等法による年金たる給付の支給要件、加算の要件及び額の計算並びにその支給の停止及び支給の調整に関する規定を適用する場合における必要な技術的読替えその他の協定及びこの法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三十八条及び第四十条の規定 公布の日(以下この条において「公布日」という。)
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれ

れか遅い日
四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日
(施行日において六十五歳を超える者の老齢基礎年金等の支給に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、六十五歳を超える者であつて第八条第一項の規定により老齢基礎年金を受ける権利を取得したものに對する国民年金法第二十八條の規定の適用については、同条第一項中「六十六歳に達する前」とあるのは「その受給権を取得したときから起算して一年を経過する日前」と、「六十五歳に達した」とあるのは「その受給権を取得した」とする。
2 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「六十五歳に達した日において」とあるのは「社会保険に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第号)の施行の日において」と、「当該六十五歳」とあるのは「その者が六十五歳」とする。
一 前項に規定する者 昭和六十年国民年金等改正法附則第十四条第一項
二 施行日において、合衆国保険期間を有し、かつ、六十五歳を超える者であつて老齢基礎年金の受給権を有しないもの 昭和六十年国民年金等改正法附則第十五条第一項
(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害基礎年金の支給に関する経過措置)
第三条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、保険料

納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。
一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。
二 当該初診日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

2 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。
3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)
第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)
第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第九條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。
一 国民年金の被保険者であるとき。
二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。
三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。
四 第八條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。
3 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

納付済期間(昭和六十年国民年金等改正法附則第八條第九項の規定により保険料納付済期間とみなされたものを含む。次条及び附則第五条第一項において同じ。)又は保険料免除期間を有するときは、その者に、国民年金法第三十条第一項の障害基礎年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第九条第一項、同法第三十条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第一項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件に該当しない場合は、この限りでない。

一 国民年金法第三十条第一項各号のいずれかに該当した者であること。
二 当該初診日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

2 第十四条第一項、第二項及び第四項の規定は前項の規定により支給する障害基礎年金の国民年金法第三十三条第一項又は第二項の規定による額について、第十四条第三項、第五項及び第六項の規定は当該障害基礎年金に同法第三十三条の二第一項の規定により加算する額について準用する。
3 前二項の規定は、同一の傷病による障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。
4 第一項の規定による障害基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る障害基礎年金の支給)
第四条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)
第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第九條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。
一 国民年金の被保険者であるとき。
二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。
三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。
四 第八條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。
3 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

で定める。
(施行日前の死亡に係る遺族基礎年金の支給に関する経過措置)
第五条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者であつて、合衆国保険期間及び保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の妻又は子に、国民年金法第三十七条の遺族基礎年金を支給する。ただし、当該国民年金の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第九條第二項、同法第三十七條ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第二十条第二項及び第二十一条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該妻若しくは子が当該死亡した日から施行日までの間において国民年金法第四十条に規定する遺族基礎年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合は、この限りでない。
一 国民年金の被保険者であるとき。
二 国民年金の被保険者であつた者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、六十歳以上六十五歳未満であるものであるとき。
三 国民年金の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、国民年金の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき。
四 第八條第一項、国民年金法第二十六條ただし書及び附則第九條並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第十二條の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 国民年金法第十八條の二、第十八條の三及び第三十七條の二の規定は、前項の場合について準用する。
3 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

三 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

三 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

三 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

三 第十五條の規定は、第一項の規定により支給する遺族基礎年金の国民年金法第三十八條、第

三十九条第一項又は第三十九条の二第一項の規定による額について準用する。

4 前三項の規定は、同一の死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者があるときは、適用しない。

5 第一項の規定による遺族基礎年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族基礎年金の支給)

第六条 合衆国保険期間及び国民年金の被保険者期間若しくは被用者年金被保険者等であつた期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は大正十五年四月一日前に生まれた者であつて政令で定めるものが施行日前に死亡した場合におけるこの法律及び他の法令による遺族基礎年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧国民年金法による通算老齢年金等の支給要件等の特例)

第七条 第八條第一項の規定は、昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(次条において「旧国民年金法」という。)による通算老齢年金について準用する。

第八条 旧国民年金法による障害年金(当該障害年金の受給権者に対して更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたことにより昭和六十年国民年金等改正法附則第二十六条第一項の規定が適用されるものを除く。)を受けることができる者であつて、旧国民年金法第三十四条第四項及び第三十六条第二項ただし書に規定するその他障害に係る初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第三十四条第四項又は第三十六条第二項ただし書の規定の適用については、障害基礎年金の受給権者であつて、当該初診日において同法第三十条第一項第一号に該当する者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の障害厚生年金の支給に関する経過措置)

第九条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る初診日において、合衆国保険期間を有する者であつて次の各号のいずれかに該当したものが、当該障害認定日において、当該傷病により厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、その者に、同条第一項の障害厚生年金を支給する。ただし、その者が、当該障害につき、第二十条第一項、同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者であること。

二 当該傷病に係る初診日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当する者であること。

2 第二十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の厚生年金保険法第五十条第一項又は第二項の規定による額について、第二十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害厚生年金の同法第五十条第三項の規定による額について、第二十四条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害厚生年金に同法第五十条の二第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前三項の規定は、同一の障害を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る障害厚生年金の支給)

第十条 疾病にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による障害厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る遺族厚生年金の支給に関する経過措置)

第十一条 厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したときは、その者の遺族に、厚生年金保険法第五十八条第一項の遺族厚生年金を支給する。

ただし、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者(第一号から第三号までのいずれかに該当する者に限る。)が第二十条第二項、同法第五十八条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第二項及び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない場合又は当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間に於いて厚生年金保険法第六十三条に規定する遺族厚生年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 厚生年金保険の被保険者(失踪の宣告を受けた厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、行方不明となつた当時厚生年金保険の被保険者であつたものを含む。)であるとき。

二 厚生年金保険の被保険者であつた者であつて、当該死亡した日が、厚生年金保険の被保険者でない間にあり、かつ、合衆国納付条件に該当するものであるとき(前号に該当するものを除く。)

三 厚生年金保険の被保険者であつた者であつ

て、厚生年金保険の被保険者であつた間に初診日がある傷病又は厚生年金保険の被保険者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該初診日又は特例初診日から起算して五年を経過していないものであるとき(前二号に該当するものを除く。)

四 第十九条、厚生年金保険法第四十二条第二号及び附則第十四条並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たす者であるとき。

2 厚生年金保険法第五十九条及び第五十九条の二並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者が同項第一号から第三号までのいずれかに該当し、かつ、同項第四号にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号から第三号までのいずれかのみに該当し、同項第四号には該当しないものとみなす。

4 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金は厚生年金保険法第五十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金と、第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金とみなす。

5 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「その権利を取得した当時」とあるのは、「当該遺族厚生年金の支給事由となつた死亡に係る死亡の日において」とする。

6 第一項の規定により支給する遺族厚生年金の額について、昭和六十年国民年金等改正法附則

第七十三条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「妻であつた者に限る」とあるのは、「妻であつた者であつて、当該厚生年金保険の被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時三十五歳以上であつたものに限る」とする。

7 第十九条(第一号から第五号までを除く。)の規定は、第一項第四号に該当することにより遺族厚生年金の支給を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第六十二条第一項に規定する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項に規定する遺族厚生年金の経過の寡婦加算の加算の資格要件たる期間を満たさないものについて準用する。

8 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。
一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金の厚生年金保険法第六十条の規定による額 第二十五条第一項、第三項及び第五項
二 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十五条第二項、第三項及び第五項
三 第一項第四号に該当することにより支給する遺族厚生年金に加算する遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は遺族厚生年金の経過の寡婦加算の額 第二十五条第二項、第三項及び第五項

る年金たる給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

10 第一項の規定による遺族厚生年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡等に係る遺族厚生年金の支給)
第十二条 合衆国保険期間及び厚生年金保険の被保険者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合又は同日前に発した傷病により当該傷病に係る初診日から起算して五年を経過する日前に死亡した者その他の政令で定める者が施行日前に死亡した場合における遺族厚生年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(旧厚生年金保険法による保険給付の支給要件等の特例)
第十三条 第十九条の規定は、昭和六十一年国民年金等改正法第三十三条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条及び次条において「旧厚生年金保険法」という。)による次に掲げる保険給付について準用する。
一 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による老齢年金(次項において「旧厚生年金保険法による老齢年金」という。)

二 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による通算老齢年金
三 昭和六十一年国民年金等改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法による特例老齢年金

2 前項の規定により支給する旧厚生年金保険法による老齢年金(旧厚生年金保険法第三十四条第一項第一号に掲げる額に相当する部分又は旧

厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により加算する加給年金額に相当する部分に限る。)の額については、第二十三条第一項及び第二項の規定を参酌して政令で定めるところによる。

第十四条 旧厚生年金保険法による障害年金(その権利を取得した当時から引き続き旧厚生年金保険法別表第一に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の国共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)
第十五条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が国家公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、国共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により国家公務員共済組合法(以下この条から附則第十九条までにおいて「国共済法」という。)第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第三十四条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額について、第三十四条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額について、第三十四条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に国共済法第八十三条第一項の規定により加算

する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る国共済法による障害共済年金の支給)
第十六条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による国共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)
第十七条 国家公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において国家公務員共済組合の組合員であつた場合を除く。)は、その者の遺族に、国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において国共済法第九十三条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 国家公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く。)

三 第三十条第一項、国共済法第八十八条第一項第四号及び昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三号、第四十四号並びに第七十四条の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した国家公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が国共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第三十条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、国共済法第九十条に規定する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年国共済改正法附則第二十八号第一項に規定する国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第三十五条第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十五条第二項、第三項及び第五項

三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は国共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第三十三条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る国共済法による遺族共済年金の支給)

第十八条 合衆国保険期間及び国共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における国共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第十九条 国共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する国共済法第三十三条第一項の規定による審査請求については、第三十九条の規定は、適用しない。

(施行日の前日において地方公務員共済組合の組合員である者に関する経過措置)

第二十号 施行日の前日において地方公務員等共済組合法以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」というの長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、第四十一条の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職、地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう)をし、たものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二号 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く)。

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五号、第四十六号並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用す

第二十条 施行日の前日において地方公務員等共済組合法以下この条から附則第二十五条までにおいて「地共済法」というの長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、第四十一条の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職、地共済法第二十一条第一項第四号に規定する退職をいう)をし、たものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の地共済法による障害共済年金の支給に關する経過措置)

第二十一条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が地方公務員共済組合の組合員でない間にある者が、当該障害認定日において、地共済組合員期間を有し、かつ、当該傷病により地共済法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第四十六条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項の規定による金額について、第四十六条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の地共済法第八十七条第一項第一号に掲げる金額の同条第三項の規定による金額について、第四十六条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に地共済法第八十八条第一項の規定により加算する額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病

による障害等に係る地共済法による障害共済年金の支給)

第二十二号 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者に係るものに限る)に係るこの法律及び他の法令による地共済法による障害共済年金の支給要件又は額に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給に關する経過措置)

第二十三条 地方公務員共済組合の組合員であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において地方公務員共済組合の組合員であつた場合を除く)は、その者の遺族に、地共済法第九十九条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日までの間において地共済法第九十九条の七に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 地方公務員共済組合の組合員でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときは除く)。

三 第四十二条第一項、地共済法第九十九条第一項第四号並びに昭和六十年地共済改正法附則第十三条第一項、第三項及び第四項の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 地共済法第二十一条第一項第三号、第二項及び第三項、第四十五号、第四十六号並びに第七十六条の五の規定は、前項の場合について準用す

る。

3 第一項の場合において、死亡した地方公務員共済組合の組合員であつた者が同項第一号又は第二号に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が地共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は地共済法第九十九条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第四十二条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、地共済法第九十九条の三に規定する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は昭和六十年地共済改正法附則第二十九条第一項に規定する地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の地共済法第九十九条の二第一項第一号の規定による額 第四十七條第一項、第三項及び第五項

二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十七條第二項、第三項及び第五項
三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する地共済法の遺族共

済年金の中高齢寡婦加算又は地共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第四十五条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に昭和六十年地共済改正法附則第三十条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る地共済法による遺族共済年金の支給)

第二十四条 合衆国保険期間及び地共済組合員期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における地共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(地共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第二十五条 地共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する地共済法第七十七条第一項の規定による審査請求については、第五十一条の規定は、適用しない。

(施行日の前日において私学共済制度の加入者である者に関する経過措置)

第二十六条 施行日の前日において私立学校教職員共済法(以下この条から附則第三十一条条までにおいて「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、第五十四条第一項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたとき

は、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、施行日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(次条及び附則第二十九条において「準用国共済法」という。)第二十一条第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(施行日前の障害認定日において障害の状態にある者の私学共済法による障害共済年金の支給に関する経過措置)

第二十七条 障害認定日が施行日前にある傷病に係る特例初診日が私学共済制度の加入者でない間にある者が、当該障害認定日において、私学共済加入者期間を有し、かつ、当該傷病により準用国共済法第八十一条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときは、その者に、同条第一項の障害共済年金を支給する。

2 第五十九条第一項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項(後段を除く。)の規定による金額については、第五十九条第二項、第四項及び第六項の規定は前項の規定により支給する障害共済年金の準用国共済法第八十二条第一項第一号に掲げる金額の同項後段の規定による金額については、第五十九条第三項から第六項までの規定は前項の規定により支給する障害共済年金に準用国共済法第八十三条第一項の規定により加算する金額について準用する。

3 前二項の規定は、同一の障害を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給権を有する者については、適用しない。

4 第一項の規定による障害共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(初診日が昭和六十一年四月一日前にある傷病による障害等に係る私学共済法による障害共済年金の支給)

第二十八条 病氣にかかり、若しくは負傷した日が昭和六十一年四月一日前にある傷病又は初診

日が同日前にある傷病による障害(合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者に係るものに限る。)に係るこの法律及び他の法令による私学共済法による障害共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給に関する経過措置)

第二十九条 私学共済制度の加入者であつた者であつて合衆国保険期間を有するものが、施行日前に死亡した場合であつて、当該死亡した日において次の各号のいずれかに該当したとき(当該死亡した日において私学共済制度の加入者であつた場合を除く。)-は、その者の遺族に、準用国共済法第八十八条第一項の遺族共済年金を支給する。ただし、当該遺族が当該死亡した日から施行日まで期間において準用国共済法第九十九条の二に規定する遺族共済年金の受給権の消滅事由を参酌して政令で定める事由に該当した場合については、この限りでない。

一 当該死亡した日が合衆国納付条件に該当するとき。

二 私学共済制度の加入者でない間に特例初診日がある傷病により死亡し、かつ、当該死亡した日が当該特例初診日から起算して五年を経過していないとき(前号に該当するときを除く。)

三 第五十五条第一項、準用国共済法第八十八条第一項第四号及び私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第十四条第一項から第三項までの規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たすとき。

2 準用国共済法第二十一条第三号、第二項及び第三項、第四十三條、第四十四條並びに第七十四條の五の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の場合において、死亡した私学共済制度の加入者であつた者が同項第一号又は第二号

に該当し、かつ、同項第三号にも該当するときは、その遺族が私学共済法による遺族共済年金の請求をしたときに別段の申出をした場合を除き、同項第一号又は第二号のみに該当するものとし、同項第三号には該当しないものとする。

4 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金は準用国共済法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給する遺族共済年金と、第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金は同条第一項第四号に該当することにより支給する遺族共済年金とみなす。

5 第五十五条第一項(第一号から第三号までを除く。)の規定は、第一項第三号に該当することにより遺族共済年金の支給を受けることができる者であつて、準用国共済法第九十条に規定する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の加算の資格要件又は私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十八条第一項に規定する私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の加算の資格要件である期間を満たさないものについて準用する。

6 次の各号に掲げる額については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。

- 一 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金の準用国共済法第八十九条第一項第一号の規定による額 第六十条第一項、第三項及び第五項
- 二 第一項第一号又は第二号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第六十条第二項、第三項及び第五項
- 三 第一項第三号に該当することにより支給する遺族共済年金に加算する私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の経過的寡婦加算の額 第五十八条第一項及び第二項

四 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第一項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条

五 第一項の規定により支給する遺族共済年金に私学共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第二十九条第二項の規定により加算する額に相当する部分の額 第十五条第一項及び第二項

7 前各項の規定は、同一の死亡を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの支給を受けることができる者がある場合については、適用しない。

8 第一項の規定による遺族共済年金の支給は、施行日の属する月の翌月から始めるものとする。

(昭和六十一年四月一日前の死亡に係る私学共済法による遺族共済年金の支給)

第三十条 合衆国保険期間及び私学共済加入者期間を有する者が昭和六十一年四月一日前に死亡した場合における私学共済法による遺族共済年金の支給要件又は額に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(私学共済法の規定による審査請求の手續の特例に係る経過措置)

第三十一条 私学共済法の規定による処分のうち施行日前に行われたものに対する私学共済法第三十六条第一項の規定による審査請求については、第六十四条の規定は、適用しない。

(旧船員保険法による老齡年金等の支給要件等の特例)

第三十二条 合衆国保険期間及び昭和六十年国民年金等改正法第五十五条の規定による改正前の船員保険法(以下この条及び次条において「旧船員保険法」という。)による船員保険の被保険者であつた期間を有し、かつ、旧船員保険法又は昭和六十年国民年金等改正法附則第七七条の規定

による改正前の船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第五十五号。以下この項において「旧船員保険一部改正法」という。)による保険給付のうち次に掲げるものの支給要件に関する規定であつて政令で定めるもの(以下この項において「支給要件規定」という。)に規定する当該保険給付の受給資格要件たる期間を満たさない者について、当該支給要件規定(その者が当該支給要件規定に規定する旧船員保険法又は旧船員保険一部改正法による保険給付の受給資格要件たる期間を満たさないものに限る。)を適用する場合においては、その者の合衆国保険期間であつて政令で定めるものを、昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年国民年金等改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)による通算対象期間その他の政令で定める期間に算入する。

一 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による老齡年金(第三項において「旧船員保険法」による老齡年金」という。)

二 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法による通算老齡年金

三 昭和六十年国民年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険一部改正法による特例老齡年金

2 前項の規定により支給する老齡年金(旧船員保険法第三十五条第一号に規定する額に相当する部分又は旧船員保険法第三十六条第一項の規定により加給する額に相当する部分に限る。)の額は、同号又は同項の規定にかかわらず、同号の規定による額又は同項の規定による額に期間比率を乗じて得た額とする。

3 前項の期間比率は、旧船員保険法による老齡年金の受給権者の船員保険の被保険者であつた期間であつて政令で定めるものの月数を、百八十で除して得た率とする。

第三十三条 旧船員保険法による障害年金のうち職務外の事由によるもの(その権利を取得した当時から引き続き旧船員保険法別表第四の下欄に定める一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)を受けることができる者であつて、厚生年金保険法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書に規定するその他障害に係る傷病の初診日が合衆国納付条件に該当するものは、同法第五十二条第四項及び第五十四条第二項ただし書の規定の適用については、障害厚生年金の受給権者であつて、当該初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなす。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第三十四条 被用者年金被保険者等でない間に特例初診日のある傷病による障害(当該障害に係る障害認定日が施行日前にあるものに限る。)を有する者であつて、当該障害認定日において、当該障害を支給事由とする被用者年金各法による年金たる給付の受給資格要件たる障害等級に該当する程度の障害の状態にあり、かつ、二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するものについては、第六十七条中「第二十一条第一項、第三十一条第一項、第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは、「附則第九条、第十五条、第二十一条又は第二十七条」と読み替えて同条の規定を準用する。

(二)以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有する者に係る遺族厚生年金等の支給要件の特例に關する経過措置)

第三十五条 被用者年金被保険者等でない間に死亡した者(当該死亡した者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合に限る。)又は被用者

年金被保険者等でない間に特例初診日がある傷病により当該特例初診日から起算して五年を経過する日以前に死亡した者であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金被保険者等であつた期間を有するもの(当該死亡した日が施行日以前にあるものに限る。)については、第六十八条中「第二十二條、第三十二條、第四十四條又は第五十七條」とあるのは、「附則第十一條、第十七條、第二十三條又は第二十九條」と読み替へて同条の規定を準用する。

(遺族給付の中高齢寡婦加算等の支給の調整に關する経過措置)

第三十六條 第六十九條第一項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十七條第一項第三号、第二十三條第一項第三号又は第二十九條第一項第三号に該當することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

2 第六十九條第二項の規定は、附則第十一條第一項第四号、第十七條第一項第三号、第二十三條第一項第三号又は第二十九條第一項第三号に該當することにより、同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の經過的寡婦加算、国共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算、地共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算又は私学共済法の遺族共済年金の經過的寡婦加算の支給を受けることができる者について準用する。

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手続の特例に係る経過措置)

第三十七條 国民年金法又は厚生年金保険法による処分のうち施行日前に行われたものに対する第七十條第一項各号に掲げる規定による審査請求又は再審査請求については、同項の規定は、適用しない。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部改正)

第三十九條 社会保障に關する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十二條の二」に、「第二十二條」を「第二十二條の二」に、「第三十一條」を「第三十一條の二」に、「第四十二條」を「第四十二條の二」に、「第五十四條」を「第五十四條の二」に改める。

第三條第一項中「二十歳以上六十歳未満である」を削る。

第六條第二項中「同じ」の下に「それぞれ」を加える。

第十條第一項中「この条及び次条」を「この条、次条及び第十三條」に改める。

第十二條第一項中「次項の下に」及び「第三項」を加へ、「第三十九條第一項」を削り、同条第三項中「同じ」の下に「及び特例による遺族基礎年金に同法第三十九條第一項の規定により加算する額に相當する部分」を加へる。

第二章第二節第二款中第十二條の次に次の一條を加へる。

(他の特例法の規定の適用を受ける国民年金法による給付等の額)

第十二條の二 この法律の規定により支給する国民年金法による給付等(国民年金法による給付又は給付に加算する額に相當する部分)をいう。以下この条において同じ。この額は、社会保障に關する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に關する法律(平成十六年法律第 号)その他の政令で定める法律(以下「他の特

例法」という。)の規定により支給する国民年金法による給付等(この法律の規定により支給する国民年金法による給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該當するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する国民年金法による給付等の額に相當する額とする。

第十五條中「のうち次に掲げるもの(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。))を(以下「厚生年金保険法による保険給付等」という。))のうち次に掲げるもの」に、「この項」を「この条」に改め、同条第五号中「他の法令において準用し、又は例による」を「同法及び他の法令において準用する」に改める。

第十九條に次の一項を加へる。

5 厚生年金保険法附則第十三條の四第三項の規定による老齡厚生年金の受給権を有し、かつ、同条第七項の規定により読み替えられた同法第四十四條第一項の規定及び第十五條の規定により支給する老齡厚生年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の属する月前における厚生年金保険の被保険者であつた期間を当該老齡厚生年金の加給の額の計算の基礎とするものとすし、六十五歳に達した日の属する月の翌月から、当該老齡厚生年金の加給の額を改定する。

第二十一條第三項中、「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第三章第二節第二款中第二十二條の次に次の一條を加へる。

(他の特例法の規定の適用を受ける厚生年金保険法による保険給付等の額)

第二十二條の二 この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額は、他の特例法の規定により支給する厚生年金保

他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等(この法律の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等と同一の支給事由に基づいて支給されるものに限る。)の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定(二以上の他の特例法の規定に該當するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの)により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相當する額とする。

第二十三條第一項中、「第五十二條第四項」を「又は第五十二條第四項」に改め、「又は第六十三條第四項第六十四條第五項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項中「保険給付」の下に「等」を加へる。

第二十五條第一項中「のうち次に掲げるもの(以下「国共済法による長期給付等」という。))を(以下「国共済法による長期給付等」という。))のうち次に掲げるもの」に改める。

第二十八條に次の一項を加へる。

5 国共済法附則第十二條の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた国共済法第七十八條第一項の規定及び第二十五條第一項の規定により支給する国共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの国共済組合員期間を算定の基礎として、当該国共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第三十條第三項中、「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第四章第二節第二款中第三十一條の次に次の一條を加へる。

(他の特例法の規定の適用を受ける国共済法による長期給付等の額)

第三十一條の二 この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等の額は、他の特

例法の規定により支給する国共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する国共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第三十二条第一項中、「第四十条第四項（第四十一条第五項において準用する場合を含む。）第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第四項（第六十四条第五項を）又は第五十二条第四項（第五十三条第五項に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。）

第三十六条第一項中「のうち次に掲げるもの（以下「地共済法による長期給付等」という。）を（以下「地共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものに改め、同項第三号中「（他の法令において準用する場合を含む。）」を削る。

第三十九条に次の一項を加える。

5 地共済法附則第二十四条の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた地共済法第八十条第一項の規定及び第三十六条第一項の規定により支給する地共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの地共済組合員期間を算定の基礎として、当該地共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第四十一条第三項中、「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五章第二節第二款第四十二条の次に次の一条を加える。

（他の特例法の規定の適用を受ける地共済法

による長期給付等の額）
第四十二条の二 この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する地共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第四十三条第一項中、「第二十九条第四項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）第五十二条第四項（第五十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第四項（第六十四条第五項を）又は第五十二条第四項（第五十三条第五項に改め、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。）

第四十七条第三項中「月額」の下に「及び標準賞与の額」を加える。

第四十八条第一項中「のうち次に掲げるもの（以下「私学共済法による長期給付等」という。）を（以下「私学共済法による長期給付等」という。）のうち次に掲げるものに改める。

第五十一条に次の一項を加える。
5 準用国共済法附則第十二条の六の二第三項の規定による退職共済年金の受給権を有し、かつ、同条第八項の規定により読み替えられた準用国共済法第七十八条第一項の規定及び第四十八条第一項の規定により支給する私学共済法の退職共済年金の加給の受給権を有する者が六十五歳に達したときは、第三項の規定にかかわらず、その者の六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの私学共済加入者期間を算定の基礎として、当該私学共済法の退職共済年金の加給の額を改定する。

第五十三条第三項中、「第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六章第二節第二款第五十四条の次に次の一条を加える。

（他の特例法の規定の適用を受ける私学共済法による長期給付等の額）
第五十四条の二 この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額は、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等（この法律の規定により支給する私学共済法による長期給付等と同一の給付事由に基づいて支給されるものに限る。）の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定（二以上の他の特例法の規定に該当するときは、それぞれ計算した額のうち最も高いもの）により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とする。

第五十五条第一項中、「第四十条第四項」を「又は第四十条第四項に改め、又は第六十三条第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）を削り、同条第二項中「長期給付」の下に「等」を加える。

第七十三条第二項中「第四条」の下に「若しくは第三十二条第二項を加え、同法第三十二条第一項若しくは第二項を」同条第一項に改める。

第七十五条第一項中「この項」の下に「及び第七十九条」を加える。

第七十八条中「厚生労働省令又は農林水産省令」を「又は厚生労働省令」に改める。

附則第十一条第八項第四号、第十七条第六項第四号、第二十三条第六項第四号及び第二十九条第六項第四号中、「第二項」を「から第三項まで」に改める。

（行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）
第四十条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）の一部

を次のように改正する。
目次中「第二十二條」を「第二十二條の二」に改める。

第七章中第二十二條の次に次の一条を加える。

（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）
第二十二條の二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十二年法律第九十五号）」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四十一条 国民年金法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条の次に次の二條を加える。
（社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）
第四十四条の二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十六年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項第五号中「附則第二十九条第五項」を「附則第二十九条第六項」に改める。

附則第二条第一項中「達する前に」を「達するに、」と「とき」を「日に、」経過する日前に「

を「経過した日(以下この条において「一年を経過した日」という。)」に、「その受給権を取得した」とを「当該老齢基礎年金の受給権を取得した」と、「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」と、同条第二項中「六十六歳に達した」とあるのは「一年を経過した」とに改める。

第四十四条の三 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第六十条」を「第六十条第一項及び第四項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第一条第一号中「第四十二条」の下に、「第四十四条の二」を加え、同条第六号中「第四十四条」の下に、「第四十四条の三」を加える。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第三十八条」を、「第三十八条」に、「の規定」を「及び第七十九条の規定」に改め、同条第五号中「及び第七十八条」を、「第七十八条及び第八十条」に改める。

附則第七十八条の次に次の二条を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第七十九条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「(国共済法)」の下に「第二百二十四条の三、」を加える。

第六十六条中「第七十九条第四項」を「第七十九條第七項」に改める。

第八十条 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保

険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イを「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「第七條」を「第八條」に改める。

附則第八條を附則第九條とし、附則第七條の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八條 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「第八十九条第一項第一号の規定による金額は、同号の規定にかかわらず、同号イを「第八十九条第一項第一号イの規定による金額は、同号イの規定にかかわらず、同号イ(1)」に改める。

理由

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案
社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 国民年金法関係(第三条)
- 第三章 厚生年金保険法関係(第四条)
- 第四章 国家公務員共済組合法関係(第五条・第六条)
- 第五章 地方公務員等共済組合法関係(第七条・第九条)
- 第六章 私立学校教職員共済法関係(第十条・第十一条)
- 第七章 雑則(第十二条・第十五条)
- 附則
- 第一章 総則
- 第一条 この法律は、社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」という。)を実施するため、日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)及び私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第二条 この法律において「大韓民国年金法令」とは、協定第二条(a)に掲げる大韓民国の年金制度に関する協定第一条1(b)に規定する法令をいう。
- 第二章 国民年金法関係
- 第三条 日本国内に住所を有する者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、国民年金法第

七条第一項の規定にかかわらず、国民年金の被保険者となない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第五条から第九条までの規定(以下「協定適用調整規定」という。)により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者となないこととされた者、第五条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者

四 第一号又は前号のいずれかに該当する者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子であつて政令で定めるもの

2 前項に規定する者の国民年金の被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 厚生年金保険法関係

第四条 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次の各号のいずれかに掲げるものは、厚生年金保険法第九条の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者となない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(第三号から第五号までに掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号から

第五号までに掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号及び第五号に掲げる者を除く。)

四 日本国又は大韓民国の国籍を有する船舶において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの

五 第五条の規定により国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者、第七条第一項の規定により地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者又は第十条第一項の規定により私立学校教職員共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた者の前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 国家公務員共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第五条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定は、同法第二条第一項第一号に規定する職員(同法第二百二十五条及び第二百二十六条第二項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

(財務大臣の権限)

第六条 財務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第五章 地方公務員等共済組合法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第七条 地方公務員等共済組合法(以下この章において「地共済法」という。)の長期給付に関する

規定は、地共済法第二条第一項第一号に規定する職員(地共済法第四百四十一条第一項及び第二項、第四百四十一条の二、第四百四十二条第一項並びに第四百四十四条の三第一項の規定により当該職員とみなされる者を含む。)及び地共済法第四百四十四条第一項に規定する公庫等職員(同条第二項に規定する継続長期組合員の資格を有する者に限る。)のうち、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受ける者には、適用しない。

2 地共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員が、前項の規定によりその適用を受けない地方公務員共済組合の組合員となつたときは、地共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(地共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(主務大臣の権限)

第八条 地共済法第四百四十四条の二十九第一項に規定する主務大臣は、協定及びこの法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、同項に定めるところにより地方公務員共済組合又は地方公務員共済組合連合会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

(地方公務員共済組合連合会の事業)

第九条 地方公務員共済組合連合会は、地共済法第三十八条の二に規定する事業のほか、協定に基づく連絡機関としての事業を行うものとする。

第六章 私立学校教職員共済法関係

(長期給付に関する規定の適用範囲の特例)

第十条 私立学校教職員共済法(以下この条において「私学共済法」という。)の長期給付に関する規定は、私学共済法第十四条第一項に規定する教職員等のうち、次の各号のいずれかに掲げるものには、適用しない。

一 日本国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令

令の規定の適用を受けるもの(第三号に掲げる者を除く。)

二 大韓民国の領域内において就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの(次号に掲げる者を除く。)

三 日本国の領域及び大韓民国の領域内において同時に就労する者であつて、協定適用調整規定により大韓民国年金法令の規定の適用を受けるもの

2 私学共済法の長期給付に関する規定の適用を受ける私学共済制度の加入者が、前項の規定によりその適用を受けない私学共済制度の加入者となつたときは、私学共済法の長期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(私学共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

3 第一項の規定により私学共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた私学共済制度の加入者の私学共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程(私学共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。)で定める。

(文部科学大臣の権限)

第十一条 文部科学大臣は、協定及びこの法律を施行するため必要があると認めるときは、日本私立学校振興・共済事業団に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができる。

第七章 雑則

(情報の提供等)

第十二条 社会保険庁長官、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団(次項において「日本側保有機関」という。)は、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校

教職員共済法(以下この項及び第十五条において「公的年金各法」という。)の被保険者、組合員又は加入者に関する情報であつてこの法律、公的年金各法その他関係法令の実施のために自ら保有するもの(以下この項において「保有情報」という。)を、保有情報の本人の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、協定第一条1(c)に規定する大韓民国の権限のある当局又は同条1(d)に規定する大韓民国の実施機関(次項において「大韓民国側保有機関」という。)に対して提供することができる。

2 日本側保有機関は、大韓民国側保有機関から提供を受けた情報であつて個人に関するものについて、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(経過措置)

第十三条 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(実施命令)

第十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令・総務省令・文部科学省令、総務省令、財務省令、文部科学省令又は厚生労働省令で定める。

(政令への委任)

第十五条 前各条に規定するもののほか、公的年金各法の被保険者、組合員及び加入者の資格に関する事項その他の協定及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 一次条の規定 公布の日(次号において「公布日」という。)

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条の二」を「第二十二条の三」に改める。

第七章中第二十二条の二の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二条の三 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(昭和六十三年法律第九十五号)」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)」に、「同法」を「これらの法律」に改める。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「及び第七十九条」を「、

第七十九条及び第八十一条」に改める。

附則第八十条の次に次の一条を加える。

(社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正)

第八十一条 社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第五条中「(同法)」の下に「第二百二十四条の三、」を加える。

理 由

社会保障に関する日本国と大韓民国との間の協定を実施するため、日本国及び大韓民国の両国において就労する者等に関する年金制度について、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月十日印刷

平成十六年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局